

アスベストに関する様々な質問に対する回答集
(アスベストQ&A集)

令和7年4月1日

神奈川県

アスベストQ&A集

A アスベストに関する基礎知識【共通事項】

- A-1 アスベスト（石綿）はどのような物質ですか。
- A-2 アスベストはどんなところに使われていますか。
- A-3 アスベストがなぜ問題なのですか。
- A-4 アスベストに関する法規制はどうなっているのですか。
- A-5 アスベストは現在でも使用されていますか。

B 健康相談に関すること【健康関係】

- B-1 アスベストを吸引すると、どのような病気になりますか。
- B-2 石綿肺や中皮腫は治療すれば治りますか。
- B-3 中皮腫の発見には、どのような検査が必要ですか。
- B-4 アスベスト被害への予防策はどのようなものがありますか。
- B-5 どのような症状がある場合に、アスベストによる被害が予想されますか。
- B-6 昔、アスベスト製品の製造工場の近くに住んでいたことがあるが大丈夫でしょうか。
- B-7 県内でアスベスト疾患を専門に取り扱っている病院はありますか。

C 労働災害に関すること【労災関係】

- C-1 アスベストにばく露している可能性のある作業にはどのようなものがありますか。
- C-2 石綿を取り扱う作業に従事していた場合は、無料で定期的に健康診断を受けることができる健康管理手帳制度があると聞きましたが、どこで手続きをすればよいのでしょうか。
- C-3 労災補償を受けるにはどうすればよいのですか。
- C-4 「建設アスベスト給付金制度」が創設されたとのことですが、それはどのような制度ですか。

C-5 時効により、労災保険法に基づく遺族補償給付を受ける権利が消滅していますが、どのようにしたらよいですか。

D 建築物に関すること【建築関係】

D-1 吹付け材にアスベストが入っているといわれましたが、劣化していないようなので、そのままにしておいてよいのでしょうか。

D-2 吹付け材にアスベストが入っているので対処したいのですが、どのような方法がありますか。

D-3 ロックウールの吹付け材は大丈夫ですか。

D-4 ロックウールとアスベスト（石綿）の見分け方を教えてください。

D-5 建材にアスベストが使われていますが、建築基準法上問題はありますか。

D-6 鉄骨の吹付け材が垂れ下がっていますが、問題ないでしょうか。また、対処するにはどうしたらよいでしょうか。

D-7 吹付けアスベストを除去したいのですが、除去後の建物に影響はないのですか。

D-8 吹付けアスベスト等の除去はどのように行っているのですか。

E 大気環境に関すること【環境関係】

E-1 大気中のアスベスト濃度とその規制基準について教えてください。

E-2 アスベスト製品の製造工場の現況はどうなっているのですか。

E-3 県内の工場で毒性が高い青石綿や茶石綿を使用した経過はあるのですか。

E-4 大気汚染防止法では、アスベスト製品の製造・加工工場の敷地境界でのアスベストの基準が空気1L（リットル）当たりアスベスト繊維が10本以下とされています。この基準はどのような意味を持つのですか。その根拠を教えてください。

E-5 吹付けアスベストが飛散することはないのですか。

E-6 建物の解体時に吹付けアスベストが飛散することはないのですか。

E-7 県内に大気汚染防止法の届出対象解体工事は、どのくらいありますか。

E-8 吹付けアスベスト等の除去に係る解体工事現場周辺での環境調査結果は、どうなっているのですか。

E-9 アスベストに関する大気汚染防止法の手続きは、どうなっているのですか。

- E-10 建築物又は工作物の除去等工事を行う前に実施する事前調査及び調査結果の報告は、誰が行わなければならないでしょうか。
- E-11 建築物等の解体等の作業を行う場合のアスベスト使用の有無の事前調査は、金属製の建材のみの取り替えや、既存材料の損傷、除去が発生しない工事でも必要ですか。
- E-12 道路アスファルト舗装改修工事について、事前調査の必要がありますか。
- E-13 平成 18 年 9 月 1 日以降に建てられた建築物の改修工事を行うが、平成 18 年 9 月 1 日以降は石綿の新たな使用が禁止されており、石綿が含有していないことが明らかであるため、事前調査はしないこととしてよいですか。
- E-14 事前調査について、石綿なしと判断する根拠として、「目視」のみで判断してよいですか。
- E-15 事前調査について、書面調査のみで完了してもよいですか。
- E-16 事前調査について、分析調査を必ず行わなければならないのですか。
- E-17 事前調査について、以前に分析した結果があるが、有効ですか。
- E-18 事前調査の有資格者がいない場合、令和 5 年 10 月 1 日以降に工事を行う建築物及び令和 8 年 1 月 1 日以降に工事を行う工作物の事前調査はどのように実施すればよいですか。
- E-19 事前調査の資格を取得するためにはどうすればよいですか。
- E-20 事前調査の資料について、発注者に対して書面にて説明した後は、破棄してもよいですか。
- E-21 事前調査に関する記録の備え置きとは何ですか。
- E-22 事前調査の記録の現場への備え置きは、現場事務所等がないため、会社に保管しておけばよいですか。
- E-23 事前調査をした結果、石綿が無い場合は行政へ報告しなくともよいですか。
- E-24 事前調査結果の報告対象は、改修工事の場合、請負代金の合計額が 100 万円以上であるものとなっているが、「請負代金の合計」に、事前調査の費用も含まれますか。
- E-25 壁、天井に穴をあけて機械を設置するが、設置費用が 30 万円で材料費が 80 万円の場合、行政へ事前調査結果の報告は不要と考えてよいですか。
- E-26 解体等工事を複数に分割して契約した、個別の契約では事前調査結果報告の要件未満だが、すべての契約を合わせると報告要件を超える。行政への報告は必要ですか。
- E-27 工作物を解体（改造・補修）する場合、事前調査結果の行政への報告は不要ですか。

- E-28 建築物等の解体等工事に該当しない場合は事前調査の必要がないため、行政への結果報告も不要と考えてよいですか。
- E-29 工事の下請業者が元請業者から依頼を受けて代理で事前調査結果の報告を行うことは可能ですか。
- E-30 事前調査結果の行政への報告は、いつまでに行えばよいですか。
- E-31 事前調査結果の報告の方法について詳しく教えてください。
- E-32 事前調査結果をどこに報告すればよいですか。
- E-33 アスベストに関し、県が策定した生活環境の保全等に関する条例の内容を教えてください。

F 廃棄物に関すること【廃棄物関係】

- F-1 アスベスト廃棄物の取扱いはどうなっているのですか。
- F-2 除去した吹付けアスベスト等の廃棄物（飛散性アスベスト廃棄物）は、どのように処理したらよいですか。
- F-3 スレート成形板等の石綿含有産業廃棄物は、どのように処理したらよいですか。
- F-4 飛散性アスベスト廃棄物の処理を委託できる業者を教えてください。
- F-5 石綿含有産業廃棄物の処理を委託できる業者を教えてください。

G その他の問合せに関すること【相談関係】

- G-1 アスベスト救済法の手続きなどの問合せ先を教えてください。
- G-2 私や家族がアスベストの健康被害にあっているのですが、どのような手続きをすればよいのでしょうか。（職場でアスベストに接したことがない方）
- G-3 家庭用品にアスベストは使用されていますか。
- G-4 自宅・建物にアスベストが使われているのではないかと心配です。
- G-5 一般の住宅にもアスベストは使われていますか。
- G-6 アスベストの環境測定を実施できる測定業者を教えてください。
- G-7 アスベスト除去に関する費用について、参考となる資料があれば教えてください。

G－8 石綿セメント管を通過した水道水は健康には影響ないのですか。

G－9 吹付けアスベストの解体工事等に対する支援制度はどうなっているのですか。

G－10 アスベスト含有調査等に対する補助制度はありますか。

G－11 アスベスト関係の問合せや手続きの窓口を教えてください。

A アスベストに関する基礎知識【共通事項】

担当部署	環境農政局環境部環境課大気・交通環境グループ	電話045-210-4111
A-1	アスベスト（石綿）はどのような物質ですか。 （平成23年4月1日更新）	

【答】

アスベスト（石綿）は、「せきめん」「いしわた」とも呼ばれており、天然に産する繊維状けい酸塩鉱物の総称であり、クリソタイル（白石綿）、クロシドライト（青石綿）、アモサイト（茶石綿）、アンソフィライト、トレモライト、アクチノライトの6種類があります。

アスベストは、耐熱性、耐薬品性、抗張力、耐摩耗性、絶縁性等の諸特性に優れているため、建設資材、電気製品、自動車、家庭用品等 3,000 種を超える利用形態があるといわれています。

しかし、その繊維が極めて細いため、研磨機、切断機などの施設での使用や飛散しやすい吹付けアスベストなどの除去等において所要の措置を行わないと、アスベストが飛散して人が吸入してしまう恐れがあることから、大気汚染防止法や石綿障害予防規則等の規制の対象となっています。

なお、石綿含有建築材料の区分は、一般的に石綿の発じん性によって次のとおり分類されています。

レベル1：吹付け石綿のことで、発じん性が著しく高い

レベル2：石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材のことで、発じん性が高い

レベル3：石綿を含む成形板や成形品のことで、レベル1、2及び石綿含有建築用仕上塗材以外のものであり、破碎・切断等を行えば比較的発じん性が低い

担当部署	環境農政局環境部環境課大気・交通環境グループ	電話045-210-4111
A-2	アスベストはどんなところに使われていますか。 （平成24年4月1日更新）	

【答】

アスベストは、耐熱性、耐薬品性、耐摩耗性、絶縁性等の優れた特性があり、建設資材、電気製品、自動車、家庭用品など 3,000 種を超える製品に利用されているといわれています。

その9割以上は、建材製品として利用されており、吹付け石綿として直接壁、天井、柱、梁などに吹き付けられた他、石綿スレートや石綿セメント板等に加工され、床材、壁材、天井材等として使用されてきました。

建材製品以外では、化学プラント等の配管や機器のガスケット、断熱材、漏洩防止用のグランドパッキン等の工業用品に広範に使用されているほか、耐熱・電気絶縁板やエスカレーターのブレーキ、自動車のブレーキライニングやクラッチフェーシング、潤滑剤の繊維素材、接着剤やペイント等の補填材、電線の被覆材等に使用されてきました。

現在は、労働安全衛生法などにより、アスベスト及びアスベストをその重量の 0.1%を超えて含有するすべての製品の製造、使用等が禁止されています。ただし、平成 18 年 9 月 1 日の時点で既に建材として建物に組み込まれているもの等は使用禁止の対象外となっています。

<アスベストQ&A集>

A アスベストに関する基礎知識【共通事項】

担当部署	環境農政局環境部環境課大気・交通環境グループ	電話045-210-4111
A-3	アスベストがなぜ問題なのですか。（令和2年4月1日更新）	

【答】

アスベストは、その繊維が極めて細く※、容易に空中に浮遊します。このため、人の呼吸器から吸入しやすいという特徴を持っています。

また、アスベストは丈夫で変化しにくいいため、吸い込んで肺の中に入ると組織に刺さり、15～40年の潜伏期間を経て、肺がんや中皮腫などの病気を発症する恐れがあります。このため、アスベストを吸い込んだことに気づかないまま、病気を発症することがあります。

現在、アスベストばく露に関連があるとして確認されている疾病は、石綿肺、肺がん、悪性中皮腫（胸膜、腹膜、心膜、精巣しょう膜）の3疾患に加え、良性胸膜疾患として、良性石綿胸水（石綿胸膜炎）、びまん性胸膜肥厚があります。これらはいずれも空気中に浮遊するアスベストを吸入することにより発生するとされています。

アスベストは、そこにあること自体が直ちに問題なのではなく、飛び散ること、吸い込むことが問題となるため、労働安全衛生法や大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などで飛散防止等が図られています。

※クリソタイル（白石綿）の繊維は、径0.02～0.03 μ m、繊維束は径1～2 μ m
岩綿の繊維は径3～10 μ m、ちなみにスギ花粉は30 μ m
1 μ m（マイクロメートル）は0.001mm（ミリメートル）

参考 環境省ホームページ 一般啓発用パンフレット
<http://www.env.go.jp/air/osen/law/03.pdf>

<アスベストQ&A集>

A アスベストに関する基礎知識【共通事項】

担当部署	環境農政局環境部環境課大気・交通環境グループ	電話045-210-4111
A-4	アスベストに関する法規制はどうなっているのですか。 (令和5年4月1日更新)	

【答】

アスベストに関する法令は、主に次のようなものがあります。

- ① 労働安全衛生法（厚生労働省）
- ② 石綿障害予防規則（厚生労働省）
- ③ 作業環境測定法（厚生労働省）
- ④ じん肺法（厚生労働省）
- ⑤ 大気汚染防止法（環境省）
- ⑥ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（環境省）
- ⑦ 建築基準法（国土交通省）
- ⑧ 宅地建物取引業法（国土交通省）
- ⑨ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（国土交通省・環境省）
- ⑩ 住宅の品質確保の促進等に関する法律（国土交通省）

なお、県ではアスベストに関する条例の規制を設けており、詳細はE-33をご覧ください。

《主な内容》

● 労働安全衛生法

- ・ アスベスト及びアスベスト含有製品（その重量の0.1%を超える）の製造、使用等の全面禁止
- ・ 除去作業計画の届出
- ・ アスベスト取扱業務従事者への健康被害防止対策（作業管理・健康診断等）

● 石綿障害予防規則

- ・ 建築物の解体等の作業を行う場合のアスベスト使用の有無の事前調査、報告、掲示等を義務付け
- ・ アスベストが使用されている建築物等におけるアスベスト除去、囲い込み、封じ込め作業を行う際の届出、労働者教育、飛散防止措置等を義務付け
- ・ 建築物等の吹付けアスベスト、保温材、耐火被覆材等について、損傷や劣化などでアスベストが飛散する恐れがある場合の除去等を義務付け

● 大気汚染防止法

- ・ アスベスト製品製造施設の届出義務、敷地境界における規制基準
(大気中の濃度の許容基準：アスベスト繊維10本/L)
- ・ 建築物等の解体、改造又は補修に係るアスベストの有無の事前調査、報告、掲示等
- ・ アスベストが使用されている建築物等におけるアスベスト除去、囲い込み、封じ込め作業の届出義務、作業基準（隔離、湿潤化等の飛散防止措置）

● 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

- ・ アスベスト廃棄物（廃石綿等、石綿含有産業廃棄物）の保管基準、処理基準、委託基準等

● 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

- ・ 対象建設工事の分別解体等に係る吹付け石綿等の付着物の有無の調査及び除去等の措置の実施義務並びに当該工事に着手する日の7日前までの届出義務

参考 一般社団法人 J A T I 協会ホームページ

<http://www.jati.or.jp/>

<アスベストQ&A集>

A アスベストに関する基礎知識【共通事項】

担当部署	環境農政局環境部環境課大気・交通環境グループ	電話045-210-4111
A-5	アスベストは現在でも使用されていますか。 (平成30年4月1日更新)	

【答】

アスベストは、かつて建材製品等に幅広く使用されており、1970年代には年間約30万トン前後が輸入されていましたが、1990年代には輸入量が減少に転じ、2000年は10万トン以下に、2004年には8千トン程度、2006年には0トンとなりました。

アスベストの使用等については、労働安全衛生法等により、次のとおり規制が強化されてきています。

- 昭和50年：重量で5%を超えるアスベストを含有する吹付け材の吹付けを禁止
- 平成7年：青石綿及び茶石綿を含有する製品の製造等（製造・輸入・譲渡・提供・使用）を禁止
- 平成16年：青石綿や茶石綿を除くアスベスト（白石綿等）をその重量で1%を超えて含有する建材等の製品の製造等を禁止
- 平成18年：代替困難な製品（特定の用途で使用するジョイントシートガスケット等）を除くアスベスト及びアスベストをその重量で0.1%を超えて含有する全ての物の製造等の禁止
- 平成23年：代替困難なものとして製造等の禁止が猶予されていた製品のうち一部の製品について製造等の禁止
- 平成24年3月1日：製造等の禁止の猶予措置が終了
 - ・アスベスト及びアスベストをその重量で0.1%を超えて含有する全ての物の製造等を禁止
 - （ただし、平成18年9月1日の時点で既に建材として建物に組み込まれているもの等は使用禁止の対象外）

参考 厚生労働省ホームページ アスベスト全面禁止パンフレット

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisaku-jouhou-11300000-Roudouki-junkyokuanzeneiseibu/0000142192.pdf>

<アスベストQ&A集>

B 健康相談に関すること【健康関係】

(神奈川県環境課作成)

担当部署	健康医療局保健医療部がん・疾病対策課がん・循環器対策グループ 電話 045-210-5015
B-1	アスベストを吸引すると、どのような病気になりますか。 (令和7年4月1日更新)

【答】

アスベスト粉じんを吸入することによって起こる健康影響としては、石綿肺、肺がん、悪性中皮腫（胸膜、腹膜、心膜、精巣しょう膜）、良性石綿胸水（石綿胸膜炎）、びまん性胸膜肥厚があります。

① 石綿（アスベスト）肺

肺が線維化してしまう肺線維症（じん肺）という病気の一つです。肺の繊維化を起こすものとしてはアスベストのほか、粉じん、薬品等多くの原因があげられますが、アスベストのばく露によっておきた肺線維症を特に石綿肺と呼んで区別しています。

職業上アスベスト粉じんを10年以上吸入した労働者に起こるといわれており、潜伏期間は15～20年といわれています。アスベストばく露がなくなったあとでも進行することがあります。

② 肺がん

アスベストが肺がんを起こすメカニズムはまだ十分に解明されていませんが、肺細胞に取り込まれたアスベスト繊維の主に物理的刺激により肺がんが発生するとされています。また、喫煙と深い関係にあることも知られています。アスベストばく露から肺がん発症までに15～40年の潜伏期間があり、ばく露量が多いほど肺がんの発生が多いことが知られています。治療法には、手術療法、放射線療法、薬物療法などがあります。

③ 悪性中皮腫（あくせいちゅうひしゅ）

肺を取り囲む胸膜、肝臓や胃などの臓器を囲む腹膜、心臓及び大血管の起始部を覆う心膜、及び精巣・精巣上体を被う精巣鞘膜にできる悪性の腫瘍です。潜伏期間は20～50年といわれています。治療法には、手術療法、放射線療法、薬物療法などがあります。

④ 良性石綿胸水

胸水とは胸腔内に体液が貯留することであり、石綿以外の様々な原因によっても生じます。とくに、石綿粉じんを吸入することによって、胸腔内に胸膜炎による滲出液（胸水）が生じる場合を良性石綿胸水と呼びます。

⑤ びまん性胸膜肥厚

びまん性胸膜肥厚は、臓側胸膜（肺を覆う膜）の慢性炎症により繊維性に肥厚した状態であり、通常は壁側胸膜（胸壁を覆う膜）にも病変が及んで両者が癒着していることが多くみられます。胸膜プラークと異なり、びまん性胸膜肥厚は結核性胸膜炎など石綿以外の様々な原因によっても生じます。

参考 首相官邸ホームページ アスベストについてのQ&A

<http://www.kantei.go.jp/jp/asubesto/qa.html>

環境再生保全機構ホームページ

<http://www.erca.go.jp/asbestos/what/higai/shikkan.html>

B 健康相談に関すること【健康関係】

担当部署	健康医療局保健医療部がん・疾病対策課がん・循環器対策グループ 電話 045-210-5015
B-2	石綿肺や中皮腫は治療すれば治りますか。 (令和7年4月1日更新)

【答】

石綿肺は不可逆性の疾患であり、一度罹患すると現代の医学では治すことはできません。しかし、じん肺の法的定義では、軽度のじん肺を管理2，中程度を管理3，重度を管理4としています。

したがって、中程度まで(管理2，3)のじん肺に罹患した人に、粉じん作業等に従事させないことにより、重度(管理4)のじん肺に進むことを予防することは可能です。

中程度まで(管理2，3)のじん肺に罹患した人については、他の肺疾患と合併しない限り、粉じんを吸入しない仕事に就業するのであれば特に問題はありません。

一方、限局性・良性の中皮腫は、手術療法で治癒が期待できます。

限局性胸膜中皮腫はほとんどが良性ですが、まれに低悪性度のもの(かつて胸膜の繊維肉腫などといわれていました)があり、これらは通常外科療法で治すことができます。一般には、悪性胸膜中皮腫という場合、びまん性のものをさします。悪性びまん性胸膜中皮腫は、非常に予後不良な病気ですが、これに対する治療には、手術療法、放射線療法、薬物療法(抗がん剤治療)及び対症療法があります。

参考 一般社団法人 JATI 協会

<http://www.jati.or.jp/index.html>

国立がん研究センターホームページ

<http://ganjoho.jp/public/index.html>

担当部署	健康医療局保健医療部がん・疾病対策課がん・循環器対策グループ 電話 045-210-5015
B-3	中皮腫の発見には、どのような検査が必要ですか。 (令和7年4月1日更新)

【答】

良性の胸膜の中皮腫は、胸部単純X線写真や胸部CTで胸の中のしこりとして認められます。身体の外から細い針を刺して組織を採取して、診断がつくこともあります。手術でやっと診断がつくこともあります。

一方、悪性のびまん性の胸膜中皮腫は、胸部単純X線写真や胸部CTで肺全体をつつみこむように広がった胸膜の肥厚や多数のしこりとして認められ、胸水を多量に伴うこともあります。しかし、肺がんなどの胸膜播種(きょうまくはしゅ：肺がんが胸膜面全体にばらまかれて広がった状態)との鑑別が難しい場合も多く、胸に針を刺して胸水の中の腫瘍細胞を調べたり、局所麻酔下の生検(組織採取)や胸腔鏡などで胸膜面の腫瘍を採取してそれらを調べる必要があります。また、病巣の進展範囲を評価するために胸部・腹部CTやMRI、あるいは超音波検査などを行います。

参考 国立がん研究センターホームページ

<http://ganjoho.jp/public/index.html>

B 健康相談に関すること【健康関係】

担当部署	健康医療局保健医療部がん・疾病対策課がん・循環器対策グループ 電話 045-210-5015
B-4	アスベスト被害への予防策はどのようなものがありますか。 (令和7年4月1日更新)

【答】

過去、アスベストにばく露したことによる中皮腫や肺がんの発症を予防することについては、現在、有効な手段は明らかではありませんが、アスベストを吸い込んだ方が全て中皮腫を発症するわけではありません。吸い込んだアスベストの種類、量、期間などによって異なります。

肺がんについては、アスベストばく露と喫煙との組み合わせで肺がんの発症は相乗的に上昇するとの報告もあり、禁煙は重要です。

参考 厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/sekimen/index.html

担当部署	健康医療局保健医療部がん・疾病対策課がん・循環器対策グループ 電話 045-210-5015
B-5	どのような症状がある場合に、アスベストによる被害が予想されますか。 (令和7年4月1日更新)

【答】

一概にどのような場合にアスベストによる被害が要されるのかは断定することはできません。ただし、日常生活では次のような症状があるときには、アスベストによる被害が考えられます。

次のような症状がある場合には、早めに医療機関で受診するようにしてください。

- ① 息切れがひどくなった場合
- ② せきやたんが以前に比べて増えた場合やたんの色が変わった場合
- ③ たんに血液が混ざった場合
- ④ 顔色が悪いと注意された場合や爪の色が紫色に見える場合
- ⑤ 顔がはれぼったい場合、手足がむくむ場合や体重が急に増えた場合
- ⑥ はげしい動悸がする場合
- ⑦ かぜをひいて、なかなか治らない場合
- ⑧ 微熱が続く場合
- ⑨ 高熱が出た場合
- ⑩ 寝床に横になると息が苦しい場合
- ⑪ 食欲がなくなった場合や急にやせた場合
- ⑫ やたらに眠い場合

今健康に支障がない場合でも、アスベストによる健康障害は、潜伏期間が数十年と長い場合があります。アスベストにばく露するような作業に従事されていたのであれば、1年に1回は胸部レントゲン撮影等による健康診断を受診されることをお勧めします。

<アスベストQ&A集>

(神奈川県環境課作成)

B 健康相談に関すること【健康関係】

担当部署	環境農政局環境部環境課大気・交通環境グループ	電話045-210-4111
B-6	昔、アスベスト製品の製造工場の近くに住んでいたことがあるが大丈夫でしょうか。 (平成31年4月1日更新)	

【答】

中皮腫は吸い込んだアスベストの量が多いほど発症のリスクが高いと考えられており、労働者など直接アスベスト又はアスベスト含有の製品を取り扱う方は、大量にかつ長期にわたって吸い込むので、最もリスクが高いと考えられています。

昭和30年代から40年代頃の間にはアスベスト製品製造工場の周辺に居住していた住民の中皮腫の発症については、その実態が明らかではありませんが、国においても情報の収集等を行って、一般住民のリスクについて検討することとされています。

ご心配な方は近隣の労災病院等の専門医療機関にご相談ください。

参考 厚生労働省ホームページ アスベストに関するQ&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/sekimen/topics/tp050729-1.html

担当部署	健康医療局保健医療部がん疾病・対策課がん・循環器対策グループ	電話045-210-5015
B-7	県内でアスベスト疾患を専門に取り扱っている病院はありますか。 (令和7年4月1日更新)	

【答】

下記の医療機関が専門外来を設置している病院です。

病院名	電話
関東労災病院	044-411-3131(代表) アスベスト疾患センター
横浜労災病院	045-474-8003(直通) アスベスト疾患ブロックセンター
神奈川県立循環器呼吸器病センター	045-701-9581(内線2407) アスベスト専門外来

参考 独立行政法人労働者健康安全機構

<http://www.johas.go.jp/shinryo/asbestos/tabid/373/Default.aspx>

神奈川県立循環器呼吸器病センター

<http://junko.kanagawa-pho.jp/patient/outpatient/spe-asbestos.html>

公益財団法人神奈川県予防医学協会

http://www.yobouigaku-kanagawa.or.jp/corporate_service/office_life/asbestos_analysis.html

公益財団法人神奈川県予防医学協会でもアスベストの健康診断を実施しております。

詳細は、検診計画部(電話045-641-8503)にお電話ください。

<アスベストQ & A集>

C 労働災害に関すること【労災関係】

担当部署	神奈川労働局
	産業労働局労働部雇用労政課労政グループ 電話045-210-5739
C-1	アスベストにばく露している可能性のある作業にはどのようなものがありますか。 (令和7年4月1日更新)

【答】

厚生労働省によれば、次のような作業に従事していた方はアスベストにばく露している可能性があります。

- ① 石綿鉱山又はその附属施設において行う石綿を含有する鉱石又は岩石の採掘、搬出又は粉碎その他石綿の精製に関連する作業
- ② 倉庫内等における石綿原料等の袋詰め又は運搬作業
- ③ 以下の石綿製品の製造工程における作業
 - ・石綿糸、石綿布等の石綿紡績製品
 - ・石綿セメント又はこれを原料として製造される石綿スレート、石綿高圧管、石綿円筒等のセメント製品
 - ・ボイラーの被覆、船舶用隔壁のライニング、内燃機関のジョイントシーリング、ガスケット（パッキング）等に用いられる耐熱性石綿製品
 - ・自動車、捲揚機等のブレーキライニング等の耐摩耗性石綿製品
 - ・電気絶縁性、保温性、耐酸性等の性質を有する石綿紙、石綿フェルト等の石綿製品（電線絶縁紙、保温材、耐酸建材等に用いられている。）又は電解隔膜、タイル、プラスター等の充填剤、塗料等の石綿を含有する製品
- ④ 石綿の吹付け作業
- ⑤ 耐熱性の石綿製品を用いて行う断熱若しくは保温のための被覆又はその補修作業
- ⑥ 石綿製品の切断等の加工作業
- ⑦ 石綿製品が被覆材又は建材として用いられている建物、その附属施設等の補修又は解体作業
- ⑧ 石綿製品が用いられている船舶又は車両の補修又は解体作業
- ⑨ 石綿を不純物として含有する鉱物（タルク（滑石）等）等の取扱い作業
- ⑩ 上記①から⑨までに掲げるもののほか、これらの作業と同程度以上に石綿粉じんのばく露を受ける作業
- ⑪ 上記①から⑩までの作業の周辺等において、間接的なばく露を受ける作業

参考 厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/sekimen/index.html

なお、厚生労働省が令和6年12月11日に発表した、業種別のアスベストによる肺がん、中皮腫の労災認定等の件数は次頁のとおりです。

<アスベストQ&A集>

C 労働災害に関すること【労災関係】

業種別・石綿ばく露作業による労災認定等件数(全認定件数)

	事業場数	認定件数 ^{注1}		労災保険法(令和5年度)										特別遺族給付金 (令和5年度) ^{注3}						
				小計	肺がん		中皮腫		石綿肺		良性 石綿胸水		びまん性 胸膜肥厚		小計	肺がん	中皮腫	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	
		うち 死亡	うち 死亡		うち 死亡	うち 死亡	うち 死亡	うち 死亡	うち 死亡	うち 死亡										
建設業	910	919	433	796	305	112	391	165	40	18		9	2	51	13	123	44	75	3	1
建築工事業																				
建築業 (既設建築物設備工事業を除く。)	642	648	305	560	224	83	268	110	27	13		7	1	34	10	88	36	50	2	
既設建築物設備工事業	185	187	86	164	59	20	79	35	11	5		2	1	13	2	23	7	14	1	1
機械設置の組立て又は据付けの事業	15	15	8	11	4	2	6	2	1							4		4		
水力発電施設、すい送等建設事業																				
道路新設事業	1	1		1			1													
鉄道又は軌道新設事業																				
その他の建設事業	67	68	34	60	18	7	37	18	1					4	1	8	1	7		
鉱業	1	1	1	1										1	1					
金属鉱業、非金属鉱業(石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。又は石灰 石鉱業)	1	1	1	1										1	1					
原油又は天然ガス鉱業																				
採石業																				
その他の鉱業																				
製造業	321	381	182	358	109	47	199	94	22	10		10	3	18	5	23	5	17		1
食料品製造業	4	4		4	1		2		1											
たばこ等製造業																				
繊維工業又は繊維製品製造業	14	16	9	15	5	3	6	3	3	2				1		1		1		
木材又は木製品製造業	11	11	5	8	3		4	2				1				3	1	2		
パルプ又は紙製造業	4	6	5	6	1	1	4	3	1	1										
印刷又は製本業																				
化学工業	23	25	13	25	7	4	13	7	4	1				1	1					
ガラス又はセメント製造業	7	8	6	7	1	1	6	4								1		1		
コンクリート製造業	2	4	1	4	3					1	1									
陶磁器製品製造業	2	2	2	2			1	1	1	1										
その他の窯業又は土石製品製造業	23	28	13	27	12	7	8	3	3	1		2	1	2		1		1		
金属精錬業 (非鉄金属精錬業を除く。)	19	22	11	19	8	3	11	5								3	1	2		
非鉄金属精錬業	4	4	3	3	2	2	1									1		1		
金属材料製品製造業 (鉄物業を除く。)	3	3	2	3			3	2												
鉄物業	12	12	6	11	5	3	5	1						1	1	1	1			
金属製品製造業又は金属加工業 (洋食器、刀物、手工具又は一般金物製造業及びめっき業を除く。)	33	33	20	28	5	2	20	13	2			1				5	1	4		
洋食器、刀物、手工具又は一般金物製造業 (めっき業を除く。)																				
めっき業	1	1	1	1	1	1														
機械器具製造業																				
(電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修繕業 及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。)	30	30	17	29	6	1	20	14	1					2	1	1		1		
電気機械器具製造業	16	16	10	14	2	2	10	5	1	1				1		2		2		
輸送用機械器具製造業 (船舶製造又は修繕業を除く。)	32	33	13	33	5	1	26	11	1	1				1						
船舶製造又は修繕業	67	109	41	106	39	16	53	19	2	1		5	1	7	1	3	1	1		1
計量器、光学機械、時計等製造業 (電気機械器具製造業を除く。)	3	3		3	1		2													
貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業																				
その他の製造業	11	11	4	10	2		4	1	1			1	1	2	1	1		1		
運輸業	14	14	6	13	4	1	6	2				2	1	1	1	1		1		
交通運輸事業	1	1	1	1			1	1												
貨物取扱事業 (港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。)	9	9	2	9	3		4	1				1		1	1					
港湾貨物取扱事業 (港湾荷役業を除く。)	1	1	1													1		1		
港湾荷役業	3	3	2	3	1	1	1					1	1							
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	1	1	1	1			1	1												
その他の事業	70	74	39	62	15	8	44	18				1		2	1	12	2	9	1	
農業又は海面漁業以外の漁業																				
清掃、火葬又はその他の事業	4	4	3	3	2	1	1	1								1		1		
ビルメンテナンス業	2	2	1	2			2	1												
倉庫業、営繕業、消火又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	1	1		1			1													
通信業、放送業、新聞業又は出版業	3	3	1	3			3	1												
卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	31	31	19	26	4	2	21	11						1	1	5		5		
金融業、保険業又は不動産業	2	2	1	1			1									1		1		
その他の各種事業	27	31	14	26	9	5	15	4				1		1		5	2	2	1	
船舶所有者の事業	1	1		1			1													
合計	1,318	1,391	662	1,232	433	168	642	280	62	28		22	6	73	21	159	51	102	4	2

注1 認定件数は当該年度以前に請求があったものを含む。

注2 業種については、「日本標準産業分類」を参考として作成された「労災保険適用事業細目」により分類。

注3 石綿救済法に基づく特別遺族給付金(令和5年度)のうち良性石綿胸水に係る認定は0件だったため、本表では省略している。

<アスベストQ&A集>

C 労働災害に関すること【労災関係】

担当部署	神奈川労働局
	産業労働局労働部雇用労政課労政グループ 電話045-210-5739
C-2	石綿を取り扱う作業に従事していた場合は、無料で定期的に健康診断を受けることができる健康管理手帳制度があると聞きましたが、どこで手続きをすればよいのでしょうか。（令和5年4月1日更新）

【答】

○ 健康管理手帳とは

石綿を製造し、又は取り扱う業務に従事していた方(※)については、将来、肺がんや中皮腫などの健康障害が生じるおそれがあります。これらの疾病については、石綿にさらされてから発症までの期間が非常に長く、離職後に発症することが多いため、健康管理手帳制度を設けて、離職後の健康管理を行っています。健康管理手帳の交付を受けると、指定された委託医療機関で、健康診断を6か月に1回、無料で受けることができます。（平成21年4月1日から周辺業務も対象となりました。）

※ 対象となる離職者には、過去に石綿業務を行っていたが、その後に転職又は退職し、現在は石綿業務から離れている方も含まれます。

○ 対象となる業務とは

石綿(全体の重量の0.1%を超えて石綿を含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務（直接業務）だけではなく、同じ作業場内で石綿を取り扱わない業務（周辺業務）に従事し、一定の石綿ばく露所見がある方も対象です。直接業務の例としては次のような業務があります。

- ・ 石綿製品の製造工程における作業
- ・ 石綿の吹付け作業
- ・ 石綿が吹き付けられた建築物や石綿製品が被覆材又は建材として用いられている建築物等の解体等の作業
- ・ 車両・船舶内の区切られた空間における石綿を取り扱う作業

○ 健康管理手帳の交付要件とは

次のいずれかに該当することが必要です。

- (1) 両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚があること。（直接業務及び周辺業務が対象）
- (2) 下記の作業に1年以上従事していた方。（ただし、初めて石綿の粉じんにはく露した日から10年以上経過していること。）（直接業務のみが対象）
 - ・ 石綿の製造作業
 - ・ 石綿が使用されている保温材、耐火被覆材等の張付け、補修もしくは除去の作業
 - ・ 石綿の吹付けの作業又は石綿が吹き付けられた建築物、工作物等の解体、破碎等の作業
- (3) (2)の作業以外の石綿を取り扱う作業に10年以上従事していた方。（直接業務のみが対象）

○ 問合せ先 神奈川労働局労働基準部健康課（045-211-7353）へ

参考 厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/sekimen/index.html

<アスベストQ & A集>

C 労働災害に関すること【労災関係】

担当部署	神奈川労働局または最寄りの労働基準監督署	
	産業労働局労働部雇用労政課労政グループ	電話045-210-5739
C-3	労災補償を受けるにはどうすればよいのですか。 （令和5年4月1日更新）	

【答】

業務上、アスベストを吸入し、それが原因でアスベスト疾患に罹ったり、亡くなられた場合には、労災としての認定を受ければ、労災保険の給付を受けられます。

労災保険の給付には、治療費の給付に当たる療養補償給付や治療するために会社を休んだ場合に支給される休業補償給付等がありますが、いずれの場合も請求書に必要事項を記入して、医療機関又は労働基準監督署にその請求書を提出して手続きを行います。

なお、労災補償を受ける権利は、退職しても変わりません。したがって、アスベストを取り扱う業務に従事し、退職された後に中皮腫等の疾病を発症されても補償を受けることができます。詳しくは、神奈川労働局または各労働基準監督署にお尋ねください。

参考 神奈川労働局ホームページ

<https://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-roudoukyoku/home.html>

厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/sekimen/index.html

担当部署	神奈川労働局	
	産業労働局労働部雇用労政課労政グループ	電話045-210-5739
C-4	「建設アスベスト給付金制度」が創設されたとのことですが、それはどのような制度ですか。 （令和5年4月1日更新）	

【答】

「建設アスベスト給付金法」（特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律）が令和4年1月19日から施行され、給付金請求の受付が開始されました。

この給付金は、

- ① ある一定の期間ごとに建設業に従事して
- ② 石綿関連疾患にかかった
- ③ 労働者や、一人親方・中小事業主（家族従事者等を含む）

に対して、病態区分等に応じて550万円から1,300万円支給するものです。請求は本人、またはご遺族の方からとなります。

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。または労働局、各労働基準監督署にお尋ねください。

参考 厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/kensetsu_kyufukin.html

<アスベストQ&A集>

C 労働災害に関すること【労災関係】

神奈川労働局ホームページ

<https://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-roudoukyoku/home.html>

担当部署	神奈川労働局
	産業労働局労働部雇用労政課労政グループ 電話045-210-5739
C-5	時効により、労災保険法に基づく遺族補償給付を受ける権利が消滅していますが、どのようにしたらよいですか。(令和5年4月1日追加)

【答】

アスベストを取り扱う作業（C-1 参照）に従事したことにより、中皮腫、肺がん、石綿肺、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚等が原因で、令和8年3月26日以前に死亡した労働者等の遺族であって、時効により労災保険法に基づく遺族補償給付を受ける権利が消滅した方に対して、特別遺族給付金（特別遺族年金または特別遺族一時金）が支給されます。

（特別遺族給付金の請求期限が令和14年3月27日までに延長されました。）

現行法上、石綿救済法の特別遺族一時金は、次の場合に支給されます。

- (1) 石綿救済法の施行日（平成18年3月27日）等において、特別遺族年金の受給権者がいないとき。
- (2) 特別遺族年金の受給権者がいなくなった場合において、それまでに支給された特別遺族年金の額が、1,200万円未満のとき。

特別遺族給付金や労災保険の遺族補償については、お近くの労働基準監督署にご相談ください。

※労働基準監督署の一覧はG-11をご覧ください。

参考 厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/sekimen/izoku/index.html

神奈川労働局ホームページ

<https://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-roudoukyoku/home.html>

D 建築物に関すること【建築関係】

担当部署	県土整備局建築住宅部建築安全課建築安全グループ	電話045-210-6257
D-1	吹付け材にアスベストが入っているといわれましたが、劣化していないようなので、そのままにしておいてよいのでしょうか。(平成25年4月1日更新)	

【答】

アスベスト含有吹付け材は、劣化により繊維が飛散する恐れがありますので、まず、現在の状態を把握する必要があります。劣化している場合には、早急に除去等の飛散防止対策が必要です。また、その状態がしっかりしていて直ちに飛散する恐れがない場合であっても、劣化の進行による飛散を防止するため、早めに除去等を行うことを検討して下さい。

特に、多数の方が利用する建物の場合は、早急に対処をしていただくようお願いします。

担当部署	県土整備局建築住宅部建築安全課建築安全グループ	電話045-210-6257
D-2	吹付け材にアスベストが入っているので対処したいのですが、どのような方法がありますか。(平成25年4月1日更新)	

【答】

除去工法・封じ込め工法・囲い込み工法があります。工法の選択に関しては、アスベスト含有吹付け材の劣化状況の把握や、建物の運用計画を考慮した上で判断する必要がありますので、設計者や施工業者等にご相談ください。

- ① 除去工法・・・既存のアスベスト含有吹付け材の層を下地から取り除く工法。
- ② 封じ込め工法・・・既存のアスベスト含有吹付け材の層はそのまま残し、アスベスト層へ薬剤の含浸若しくは造膜材の散布等を施すことにより、アスベスト含有吹付け材の層の表層部又は全層を完全に被覆または固着・固定化して、粉じんが飛散しないようにする工法。
- ③ 囲い込み工法・・・既存のアスベスト含有吹付け材の層はそのまま残し、アスベスト含有吹付け材の層が露出しないよう、板状材料等で完全に覆うことによって粉じんの飛散防止、損傷防止等を図る工法。

建築基準法では、吹付け石綿等のある既存建築物については、増改築、大規模修繕・模様替の際に、原則として、吹付け石綿等を除去することとされています。ただし、従前の床面積の2分の1を超えない増改築及び大規模修繕・模様替については、当該部分以外の部分は、封じ込め及び囲い込みの措置を許容することとされています。増築等の工事を伴わないで自主的に対処する場合は、劣化の程度や部位等の条件により、適切な工法が変わるので、施工業者とも相談して工法を選択してください。また、工事中はアスベストが飛散しないよう、十分な措置を行ってください。

<アスベストQ&A集>

D 建築物に関すること【建築関係】

担当部署	県土整備局建築住宅部建築安全課建築安全グループ	電話045-210-6257
D-3	ロックウールの吹付け材は大丈夫ですか。 (平成25年4月1日更新)	

【答】

ロックウールは岩綿（がんめん）ともいわれており、珪酸質岩石、玄武岩、石灰石、スラグなどを熱溶解させ、これを人工的に繊維化したものでアスベストとは別の物質です。ロックウールの繊維は非結晶質で径が $3\sim 10\mu\text{m}$ とアスベスト繊維の数十～数百倍となっています。（アスベスト（クリソタイル）の繊維径は約 $0.03\mu\text{m}$ ）

昭和55年までの工事では、吹付けロックウール材にも5%以下のアスベストが含まれていました。吹付けロックウールの湿式工法については、平成元年までの工事では、アスベストを含有しているものがある可能性があります（一部の商品には平成元年以降も含有されているケースもあるため調査する必要があります）。

担当部署	環境農政局環境部環境課大気・交通環境グループ	電話045-210-4111
D-4	ロックウールとアスベスト（石綿）の見分け方を教えてください。 (令和6年4月1日更新)	

【答】

ロックウールとアスベストの見分け方を次に示します。

見分け方	ロックウール	アスベスト
指触による見分け方	掌にロックウールを載せて、指で擦ると粉々に砕け、肉眼で見ても繊維状に見えない。	掌にアスベストを載せて、指で擦っても砕けず、肉眼で見ても繊維状のままである。
酸による見分け方	酢酸(市販の酢)に溶ける。 (完全に溶けるわけではない)	酢酸に溶けない。 (膨潤状態になる)
顕微鏡による見分け方	顕微鏡で見ると棒状であり、しかも繊維は束状ではなく繊維径も太い。	顕微鏡で見ると、繊維が束になっている様子がわかり、しかも単繊維径が細かい。
エックス線回折法による見分け方	非晶質なので、エックス線の回折ピークは現れない。	結晶質なので、エックス線の回折ピークが現れる。

参考 ロックウール工業会ホームページ

<https://www.rwa.gr.jp/>

<アスベストQ&A集>

D 建築物に関すること【建築関係】

担当部署	県土整備局建築住宅部建築安全課建築安全グループ 電話045-210-6257
D-5	建材にアスベストが使われていますが、建築基準法上問題はありますか。 (平成25年4月1日更新)

【答】

平成18年2月10日に公布された改正建築基準法において、建築材料への石綿等の添加及び石綿等をあらかじめ添加した建築材料の使用が禁止され、平成18年10月1日より施行されました。これに伴い、吹付け石綿及び吹付けロックウールでその含有する石綿の重量が当該建築材料の重量の0.1%を超えるものが使用されている建築物については、増改築、大規模修繕・模様替の際に、原則として、吹付け石綿等を除去することとされました。ただし、従前の床面積の2分の1を超えない増改築及び大規模修繕・模様替については、当該部分以外の部分は、封じ込め及び囲い込みの措置を許容することとされています。

担当部署	県土整備局建築住宅部建築安全課建築安全グループ 電話045-210-6257
D-6	鉄骨の吹付け材が垂れ下がっていますが、問題ないでしょうか。また、対処するにはどうしたらよいでしょうか。 (平成25年4月1日更新)

【答】

吹き付けはいつ頃のものですか。

〔昭和55年以前〕→ アスベストが含まれている可能性があり、飛散する状況ですので、すぐに除去等の措置を行ってください。また、その場所に一般の方が立ち入ることがないようにしてください。除去工事等は、アスベストが飛散しないよう、適切に行ってください。(労働安全衛生法等を遵守して下さい。) また、除去した場合は耐火被覆の性能が損なわれていると考えられますので、耐火被覆等の措置をしてください。措置の方法については、建築士や施工業者にご相談ください。

〔昭和56年以降〕→ 平成元年まではアスベストを含有している可能性があり、また一部の商品が平成元年以降も含有している可能性があります。そのため調査が必要です。調査の結果、含有している場合には適正に除去する必要があるため、含有していない場合においても耐火被覆としての性能が損なわれていると考えられますので、補修等の措置をしてください。補修の方法については、建築士や施工業者にご相談ください。

〔年代が分からない〕→ 建築確認済証や検査済証、また登記書や課税台帳などで築年が分かります。どうしても分からない場合は、アスベストが含まれていると考えて対処してください。

担当部署	県土整備局建築住宅部建築安全課建築安全グループ 電話045-210-6257
D-7	吹付けアスベストを除去したいのですが、除去後の建物に影響はないのですか。 (平成25年4月1日更新)

【答】

アスベストが鉄骨の耐火被覆として吹き付けられている場合は、除去後にも新たな耐火被覆を施し、耐火性能を維持することが必要です。建築士にご相談になり、建築基準法上必要な耐火性能が維持できるよう、改修計画を立ててください。

<アスベストQ&A集>

D 建築物に関すること【建築関係】

担当部署	環境農政局環境部環境課大気・交通環境グループ 環境農政局環境部資源循環推進課指導グループ	電話045-210-4111 電話045-210-4159
D-8	吹付けアスベスト等の除去はどのように行っているのですか。 (令和7年4月1日更新)	

【答】

吹付けアスベスト等（吹付けアスベスト、アスベストをその重量の0.1%を超えて含有する吹付けひる石等）を除去するには、①準備作業（事前調査、作業計画、安全衛生管理）、②除去処理工事、③検査及び後片付け、④施工記録の順に従って行います。

①準備作業

- アスベスト（石綿）の使用状況を調査し、その結果を作業者及び周辺住民等から見やすい位置に掲示します。また、当該調査結果は、大気汚染防止法上3年間保管しておく必要があります（労働者のばく露に関する記録は、石綿障害予防規則上40年間保管）。
- 作業手順やアスベスト（石綿）飛散防止策などについて計画を定め、あらかじめ監督官庁へ届け出るとともに、作業従事者に計画を周知します。
- 周囲から見やすい位置に作業概要が記載された掲示板を設置するとともに、周辺住民に対し周知を行います。
- アスベスト（石綿）が除去作業によって外部へ飛散しないように、プラスチックシート等で作業場を覆い隔離するほか、高性能フィルターの付いた集じん・排気装置で換気して作業場内及び前室を負圧に保つなどします。
- 作業従事者は、呼吸用保護具及びアスベスト（石綿）が付着しにくい作業衣服を着用します。

②除去処理工事

- 除去するアスベスト（石綿）は、飛散しないよう薬液等により十分に湿潤化し、その後、除去します。除去工法はヘラやケレン棒等で掻き落とすなど施工業者の仕様により行います。
- 作業開始前後の集じん・排気装置の移動状況等を確認し、異常が認められた場合は、直ちに当該除去を中止し、飛散防止のために必要な措置を講じます。
- 除去・回収したアスベスト（石綿）は、運搬されるまでの間の飛散防止措置として、埋立処分を行う場合は、固型化、薬剤による安定化その他これらに準ずる措置を講じた後、耐水性の材料で二重こん包します。また、中間処理（熔融処理又は無害化处理）を行う場合は、水、発じん防止材等を散布し湿潤化した後、耐水性の材料でこん包します。
- 除去・回収したアスベスト等の保管、運搬及び処分は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定を遵守して行います。

※ アスベスト含有廃棄物の処理の詳細についてはF-1～5をご覧ください。

③検査及び片付け

- 除去作業が終了したら、高性能真空掃除機で作業場内を清掃するとともに、隔離のために使用したプラスチックシート等に付着したアスベスト（石綿）が外部へ飛散しないよう、飛散抑制剤を散布するなどの作業を行います。

④施工記録

- 工事全体を通じて作業主任者が作業基準の遵守状況を点検し、その結果を記録します。
- 作業者の作業記録は、大気汚染防止法上3年間保管することとなっています（労働者のばく露に関する記録は、石綿障害予防規則上40年間保存）。

<アスベストQ&A集>

D 建築物に関すること【建築関係】

参考 環境省ホームページ

建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル
(作業手順やばく露防止及び飛散防止対策が記載されています。)

<https://www.env.go.jp/air/asbestos/202503zenbun.pdf>

<アスベストQ&A集>

E 大気環境に関すること【環境関係】

担当部署	環境農政局環境部環境課大気・交通環境グループ 電話045-210-4111
E-1	大気中のアスベスト濃度とその規制基準について教えてください。 (令和7年4月1日更新)

【答】

○ 大気中のアスベスト濃度

- ・常時監視測定局周辺におけるアスベスト環境調査結果

県が管理する常時監視測定局のうちの一般環境大気測定局周辺において、大気中のアスベスト濃度を把握するための環境調査を行っています。

- ・過去5年の調査結果では、いずれの地点においても総繊維数濃度が1本/L以下でした。

(参考)過去5年間の調査結果

測定地点	調査結果 (総繊維数濃度 : 本/L)									
	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	平均値	最大値	平均値	最大値	平均値	最大値	平均値	最大値	平均値	最大値
鎌倉市役所	—	—	0.14	0.25	—	—	0.095	0.17	—	—
小田原市役所	—	—	0.091	0.17	—	—	0.18	0.34	—	—
茅ヶ崎市役所	—	—	0.078	0.19	—	—	0.076	0.22	—	—
逗子市役所	0.081	0.17	—	—	0.11	0.22	—	—	0.096	0.17
三浦市城山(旧三崎中学校)	0.085	0.17	—	—	0.070	0.11	—	—	0.056	0.056
秦野市役所	—	—	0.12	0.53	—	—	0.085	0.17	—	—
厚木市役所	—	—	0.099	0.28	—	—	0.11	0.17	—	—
大和市役所	0.14	0.28	—	—	0.063	0.11	—	—	0.081	0.17
伊勢原市役所	0.17	0.28	—	—	0.081	0.17	—	—	0.13	0.28
海老名市役所	—	—	0.11	0.22	—	—	0.076	0.17	—	—
座間市役所	0.15	0.22	—	—	0.071	0.11	—	—	0.056	0.056
南足柄市中部公民館	0.056	0.056	—	—	0.10	0.17	—	—	0.12	0.17
綾瀬市役所	—	—	0.11	0.19	—	—	0.10	0.34	—	—
寒川町役場	0.11	0.28	—	—	0.13	0.17	—	—	0.056	0.056
愛川町役場	0.085	0.17	—	—	0.10	0.22	—	—	0.11	0.25

※1 測定地点は一般環境大気測定局15局を半数に分け、隔年で調査を実施しています。

※2 平成元年環境庁告示第93号(石綿に係る特定粉じんの濃度の測定法)及び「アスベストモニタリングマニュアル(第4.2版)」(環境省)に基づき測定を実施しました。

- ・位相差顕微鏡法で総繊維数を計数する。
- ・位相差顕微鏡法の測定結果(総繊維数濃度)が1本/Lを超過したものについては、電子顕微鏡によりアスベストを同定して計数する。

※3 1地点につき2箇所、3日間(各日4時間)試料採取し、各試料(計6検体)を位相差顕微鏡で測定して得られた総繊維数濃度の幾何平均値及び最大値を示しています。

なお、位相差顕微鏡法の測定結果(総繊維数濃度)が1本/L以下の場合は、※2に示すとおり電子顕微鏡法による測定は実施していません。

<アスベストQ&A集>

E 大気環境に関すること【環境関係】

(参考)

- ・廃棄物処理施設周辺におけるアスベスト環境調査結果

建設廃棄物を取り扱っている廃棄物処理業者の処理施設等のうち、5箇所を対象に環境調査を実施しました。これらの施設周辺での大気中のアスベスト濃度は、最大で0.28本/Lとなっています。(平成17年11月・12月調査)

(本/L)

施設所在地	施設類型	最大値	最小値
秦野市曾屋	破碎施設	0.11未満	0.11未満
海老名市杉久保	破碎施設	0.28	0.11未満
愛甲郡愛川町中津	破碎施設	0.11未満	0.11未満
高座郡寒川町一之宮	積替・保管	0.11未満	0.11未満
厚木市三田	石膏ボード	0.11未満	0.11未満

- ・アスベスト製品取扱工場周辺におけるアスベスト環境調査結果

アスベスト含有製品の修理・加工等を行っている工場のうち、アスベストの労災認定のあった業種で「電気機械器具製造業」「輸送機械器具製造業」「精密機械器具製造業」「鉄道業」について、1工場ずつを対象に環境調査を実施しました。これらの工場周辺での大気中のアスベスト濃度は、最大で0.56本/Lとなっています。(平成18年7月・8月調査)

(本/L)

施設所在地	最大値	最小値
秦野市戸川	0.56	0.11未満
茅ヶ崎市小桜町	0.33	0.11未満
茅ヶ崎市矢畑	0.22	0.11未満
海老名市柏ヶ谷	0.22	0.11未満

- ・エレベータシャフトに吹付けアスベストが施工された建物周辺等におけるアスベスト環境調査結果

エレベータシャフト(昇降路)内壁に吹付けアスベストが施工されている建物周辺等で環境調査を実施しました。この結果、当該建物周辺の大気中から、最大で0.17本/Lの繊維が検出されましたが、アスベスト繊維ではないことが確認されました。(平成20年8月調査)

(本/L)

施設所在地	区分	最大値	最小値
横浜市緑区	建物周辺	0.17	0.057未満
	エレベータ内(参考)	0.057未満	

○ 規制基準

大気汚染防止法では、アスベスト製品の製造加工を行っている特定粉じん排出施設の設置工場において、敷地境界での基準を定めており、空気1L当たりアスベスト繊維が10本以下となっています。

※規制基準の根拠については E-4 をご覧ください。

<アスベストQ&A集>

E 大気環境に関すること【環境関係】

担当部署	環境農政局環境部環境課大気・交通環境グループ	電話045-210-4111
E-2	アスベスト製品の製造工場の現況はどうなっているのですか。 (平成30年4月1日更新)	

【答】

大気汚染防止法に基づく特定粉じん発生施設（石綿を発生・排出・飛散させる施設として政令で定められているもの）の届出がされている工場、事業場は次のとおりです。なお、特定粉じん発生施設はすべて廃止の届出がされています。

アスベスト製品製造・加工事業所（平成20年2月29日現在）

事業所名	製造する石綿関連製品	所在地	使用開始年月日	使用廃止年月日	石綿関連製品の製造状況
ニチアス(株) 鶴見工場	ジョイントシート、石綿板他	横浜市鶴見区大黒町1-70	昭和50年7月31日	平成7年7月5日	製造・加工していない
富士興業(株)	パッキング	横浜市神奈川区松見町4-1000	昭和50年	平成18年8月31日	製造・加工していない
(資) 浜パッキング製作所	パッキング	横浜市西区戸部本町6-8	昭和62年3月23日	平成18年4月30日	製造・加工していない
(株) 不二パッキング	パッキング	横浜市金沢区福浦1-10-11	昭和57年5月21日	平成18年8月31日	製造・加工していない
日本パッキング工業(株) 横浜製作所	パッキング	横浜市緑区西八朔町160	昭和37年9月	平成10年1月1日	製造・加工していない
三信製作所	パッキング	横浜市緑区青砥町1070	昭和61年12月	平成11年10月13日	閉鎖
(有) 渡部産業	パッキング	横浜市都筑区川向町957	昭和45年3月	平成5年4月1日	閉鎖
影山工業(株)	ガスケット	川崎市川崎区旭町1丁目2番1号	昭和35年	平成18年10月30日	製造・加工していない
(株) 東興社	ガスケット	川崎市幸区小倉530番地	昭和33年	平成18年1月31日	製造・加工していない
(株) 日研シール	ガスケット	川崎市宮前区馬絹621番地	昭和53年	平成15年9月	製造・加工していない
(株) 川島製作所	ブレーキドラム製作	横須賀市内川1-7-44	昭和58年8月	平成3年2月12日	製造・加工していない
日本特殊塗料(株) 平塚工場	水系塗料、自動車防振材	平塚市長瀬1番10号	昭和50年	平成2年	製造・加工していない
横浜ゴム(株) 平塚製造所	ホースの耐熱材	平塚市追分2番1号	昭和49年11月1日	平成5年	製造・加工していない
横浜ゴム(株) ハマタイト工場	シーリング材	平塚市四之宮1丁目7番7号	昭和60年4月	平成12年7月	製造・加工していない
東海セラミックス(株) 大神工場	押出し製品、スレート	平塚市大神3341	昭和48年	平成16年2月	製造・加工していない
東海セラミックス(株) 大神工場第2工場		平塚市大神3233-8	平成10年	平成16年2月	製造・加工していない
クボタ松下電工外装(株) 小田原工場	屋根材(カラーベスト)	小田原市酒匂7丁目6番1号	昭和35年	平成13年12月20日	製造・加工していない
石野ガスケット工業(株) 小田原工場	ガスケット(打ち抜き)	小田原市国府津2737	昭和36年4月	平成15年7月	閉鎖
信和スレート工業(株)	スレート	相模原市麻溝台3丁目1番38号	昭和43年4月1日	平成7年2月17日	閉鎖
東京化学塗料(株)	自動車塗料の練り込み	相模原市淵野辺1丁目21番23号	昭和38年	平成3年5月	製造・加工していない
(株) トーケン	小波スレート、大波スレート	秦野市曾屋881	昭和38年5月	平成16年9月30日	製造・加工していない
日本ラインツ(株)	シート、ガスケット	大和市深見西1-5-2	昭和42年	平成5年3月	製造・加工していない
(株) 福原工業	シート(打ち抜き)	大和市深見西1-3-27	昭和45年	平成5年1月11日	製造・加工していない
山王セラミックス(株)	スレート平板、フレキシブルボード	伊勢原市上粕屋760	昭和39年11月	平成16年9月30日	製造・加工していない
ソーワ工業(株)	セミメタリック・ジョイントシート、ガスケット	伊勢原市小稲葉273	昭和22年	平成2年6月1日	閉鎖

参考 環境省ホームページ

大気汚染防止法に基づく特定粉じん発生施設届出工場・事業場の状況について（お知らせ）

<https://www.env.go.jp/press/9527.html>

<アスベストQ&A集>

E 大気環境に関すること【環境関係】

担当部署	環境農政局環境部環境課大気・交通環境グループ	電話045-210-4111
E-3	県内の工場で毒性が高い青石綿や茶石綿を使用した経過はあるのですか。 (平成18年10月1日更新)	

【答】

これまで、大気汚染防止法の対象となっている工場や、過去に対象となっていた工場を調査したところ、一部に青石綿を使用していた工場がありました。昔の情報であって正確性には問題がありますが、確認できた範囲では4工場が青石綿を取り扱ったことが判明しました。昭和 30 年代ごろから取り扱ったことがあるとのことですが、大気汚染防止法が施行されて以降には、1 工場だけが取り扱っていたとのことでした。

担当部署	環境農政局環境部環境課大気・交通環境グループ	電話045-210-4111
E-4	大気汚染防止法では、アスベスト製品の製造・加工工場の敷地境界でのアスベストの基準が空気 1L 当たり、アスベスト繊維が10本以下とされています。この基準はどのような意味を持つのですか。その根拠を教えてください。 (平成17年11月11日追加)	

【答】

この基準は、アスベスト製品の製造・加工工場の敷地境界で実施した国内の環境調査結果等をもとに、WHO（世界保健機関）において「環境中におけるアスベスト濃度は、都市部における濃度が 1 本/L 以下から 10 本/L 程度の範囲にあるか、時にはそれより高い状況にあり、この程度の数値で一般住民においては、アスベストに起因する肺がん及び中皮腫のリスクは定量化できないほど低いであろう」と評価していることを考慮して定められたものです。

担当部署	環境農政局環境部環境課大気・交通環境グループ	電話045-210-4111
E-5	吹付けアスベストが飛散することはないのですか。（平成24年4月1日更新）	

【答】

アスベストそのものの吹き付けは、昭和 50 年に原則として禁止され、さらにアスベスト含有ロックウールについては、昭和 55 年に業界の自主規制が行われて使用が減っていましたが、湿式工法によるものなど、平成元年頃まで使用されていた可能性があります。

したがって、上の時期までに建てられた鉄骨造の建物等には吹き付けたアスベストが存在するおそれがあります。

このような建物等では、表面の破損部分や摩耗部分等からアスベスト繊維が空中に飛散する可能性がありますので、除去、封じ込め、囲い込み等の飛散防止対策措置を講じる必要があります。

<アスベストQ&A集>

E 大気環境に関すること【環境関係】

担当部署	環境農政局環境部環境課大気・交通環境グループ	電話045-210-4111
E-6	建物の解体時に吹付けアスベストが飛散することはないのですか。 (令和7年4月1日更新)	

【答】

建物の解体時はアスベストが飛散することがないよう規制されています。

このような作業を実施する際は、大気汚染防止法に基づき、県の地域県政総合センター（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市及び藤沢市にあっては市役所）へ届け出ることが義務付けられています。

届出対象は、吹付けアスベスト並びにアスベストを含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材が使用されている建築物その他の工作物を解体、改造又は補修する作業であり、作業場の隔離や集じん・排気装置の設置、湿潤化など、大気への飛散を防止するための作業基準が定められています。

また、解体を行う作業者がアスベストを吸い込むことのないよう、労働安全衛生法に基づき、吹付けアスベスト等飛散する恐れのあるアスベストの除去作業等を行う場合、労働基準監督署へ届け出ることが義務付けられており、作業場所の隔離、湿潤化、保護マスクの着用などの基準が定められています。

なお、厚生労働省及び環境省では石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策を記載した「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」を作成しています。
(<https://www.env.go.jp/air/asbestos/202503zenbun.pdf>)

このほか、県では大気汚染防止法と連携した効果的な取組の促進を図ること等を目的に、神奈川県生活環境の保全等に関する条例において作業場周辺での環境調査の実施や周辺の地域の住民等への周知等を定めています。

(https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/asubesuto_tetuduki.html)

また、解体に伴って排出される吹付けアスベスト等の廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、特別管理産業廃棄物として適正に処理することが義務付けられています。

※関係法令のパンフレット「石綿による環境汚染・健康障害をなくそう！」

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudoukijunkyokuanzeneseibu/0000142161.pdf>

担当部署	環境農政局環境部環境課大気・交通環境グループ	電話045-210-4111
E-7	県内に大気汚染防止法の届出対象解体工事は、どのくらいありますか。 (令和7年4月1日更新)	

【答】

近年、県内全域で届出があった「特定粉じん排出等作業」（アスベストが吹き付けられている建築物の解体工事等）の件数は、次のとおりとなっています。

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数	735	688	441	686	710

【出典：大気汚染防止法施行状況調査（環境省）】

<アスベストQ&A集>

E 大気環境に関すること【環境関係】

担当部署	環境農政局環境部環境課大気・交通環境グループ	電話045-210-4111
E-8	吹付けアスベスト等の除去に係る解体工事現場周辺での環境調査結果は、どうなっているのですか。（令和7年4月1日更新）	

【答】

県が所管する区域（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市及び藤沢市を除く区域）で、大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等作業の実施の届出がされたアスベスト除去に係る解体工事等のうち、大規模工事等を対象として、工事現場周辺における大気中のアスベスト濃度を測定しました。（結果は次表のとおり）

令和6年度に実施した建築物等の周辺における環境調査の結果（アスベスト繊維数濃度）は、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」の濃度基準※1（1本/L）を下回りました。

法及び条例の規定を遵守した適正な解体工事が行われていれば、周辺へのアスベストの飛散は防止できると考えられるため、今後も環境調査を実施し、必要な指導を行っていきます。

表 令和6年度アスベスト環境調査結果

No.	建築物所在地	建築物延べ面積 (㎡)	アスベスト使用面積 (㎡)	測定日	測定結果（本/L）※2				
					建築物等周辺		（参考） 集じん・排気装置排気口		
					位相差顕微鏡※3		電子顕微鏡		※5 アスベスト 繊維数濃度 最大値 (総繊維数濃度)
					総繊維数濃度 最大値	最小値	※4 アスベスト 繊維数濃度 最大値 (総繊維数濃度)	総繊維数 濃度 最大値	
1	小田原市栄町	14,382	17	4月18日	0.45	0.36	-	-	-
2	小田原市栄町	14,382	17	5月22日	0.28	0.086未満	-	-	-
3	秦野市北矢名	1,139	666	6月25日	0.62	0.45	-	-	-
4	小田原市栄町	14,382	17	8月6日	0.85	0.56	-	-	-
5	秦野市渋沢上	1,622	212	8月9日	0.93	0.34	-	-	-
6	厚木市旭町	250	525	8月15日	3.9	0.28	0.44未満 (7.5)	-	-
7	厚木市旭町	250	525	8月17日	0.73	0.17	-	-	-
8	厚木市旭町	250	525	8月24日	0.34	0.19	-	-	-
9	座間市相武台	415	623	8月26日	0.28	0.11	-	-	-
10	伊勢原市白根	8,748	1,171	9月17日	0.59	0.31	-	-	-
11	大和市下鶴間	760	785	10月15日	0.42	0.11	-	-	-
12	鎌倉市由比が浜	4,664	215	12月27日	0.93	0.50	-	-	-
13	鎌倉市腰越	1,533	232	1月21日	0.45	0.22	-	-	-

※1 吹付け石綿等の除去を行う場所の周辺における大気中のアスベスト繊維数濃度の基準です。（令和3年10月1日施行）

※2 「アスベストモニタリングマニュアル(第4.2版)」(環境省)に基づき測定を実施しました。

- ・位相差顕微鏡法で総繊維数を計数する。
- ・位相差顕微鏡法の測定結果(総繊維数濃度)が1本/Lを超過したものについては、電子顕微鏡によりアスベストを同定して計数する。

※3 複数箇所採取した試料を位相差顕微鏡で測定した結果の最大値及び最小値を示しています。

※4 分析走査電子顕微鏡で測定したアスベスト繊維数濃度の最大値が確認された箇所（全ての箇所検出下限値未満の場合は、分析走査電子顕微鏡で測定した総繊維数濃度の最大値が確認された箇所）の結果を示しています。（括弧内は同じ箇所の総繊維数濃度の結果です。）なお、位相差顕微鏡法の測定結果(総繊維数濃度)が1本/L以下の場合は、※2に示すとおり電子顕微鏡法による測定の必要がないため、結果は「-」と表示しています。

※5 分析走査電子顕微鏡で測定したアスベスト繊維数濃度を示しています。（括弧内は総繊維数濃度の結果です。）なお、位相差顕微鏡法の測定結果(総繊維数濃度)が1本/L以下の場合、※2に示すとおり電子顕微鏡法による測定の必要がないため、また、建築物等の敷地境界等における石綿繊維数濃度が1本/L未満であった場合、国がマニュアルで示しているアスベストの漏洩の目安を下回っていることから、測定を行っていないため、結果は「-」と表示しています。（位相差顕微鏡法の測定結果も「-」となっているものは測定箇所として選定していないものです。）

<アスベストQ&A集>

E 大気環境に関すること【環境関係】

担当部署	環境農政局環境部環境課大気・交通環境グループ	電話045-210-4111
E-9	アスベストに関する大気汚染防止法の手続きは、どうなっているのですか。 (令和7年4月1日更新)	

【答】

大気汚染防止法では、アスベストに関する規制は2つあります。

① 特定粉じん発生施設の設置の際の手続等

アスベスト製品を製造・加工する施設（特定粉じん発生施設）を有している工場に対し、設置時の届出と、従業員数が21名以上であれば年2回の敷地境界での測定が義務づけられています。

ただし、施設の能力が一定規模以下のもの、密閉構造のものや湿潤させて製造加工を行うものは、同法の対象外です。

② 解体等工事の際の手続等

建築物又は工作物の除去等工事を行う前に実施する石綿含有建材の調査結果について、次のいずれかの解体等工事の場合、報告が義務づけられています。

- ・建築物を解体する作業を伴う建設工事であって、当該作業の対象となる床面積の合計が80㎡以上であるもの
- ・建築物を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該作業の請負代金の合計額が100万円以上であるもの
- ・工作物※を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該作業の請負代金の合計額が100万円以上であるもの

※対象となる工作物は、反応槽、加熱炉、ボイラー及び圧力容器、配管設備（建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く）、焼却設備、煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く）、貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）、発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く）、変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）、トンネルの天井板、プラットホームの上家、遮音壁、軽量盛土保護パネル、鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板、観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物であるものを除く。）。（令和5年6月23日 環境省告示第47号）

また、事前調査の結果、建築物又は工作物に吹付け石綿や石綿を含有する断熱材・保温材・耐火被覆材が使用されていた場合、除去等工事にあたっては、発注者等はその作業開始の14日前までに届出を行うことが義務付けられています。なお、上記①及び②の手続きは、大気汚染防止法の所管行政庁として、本県のほか、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市及び藤沢市の6市で対応しています。

参考

○大気汚染防止法における石綿飛散防止対策の解説

「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」

<https://www.env.go.jp/air/asbestos/202503zenbun.pdf>

○アスベスト除去等工事の手続きについて（神奈川県環境課ホームページ）

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/asubesuto_tetuduki.html

（手続きに必要な様式はこちらからダウンロードできます。）

<アスベストQ&A集>

E 大気環境に関すること【環境関係】

担当部署	環境農政局環境部環境課大気・交通環境グループ 電話045-210-4111
E-10	建築物又は工作物の除去等工事を行う前に実施する事前調査及び調査結果の報告は、誰が行わなければならないでしょうか。（令和7年4月1日追加）

【答】

石綿事前調査及び調査結果の報告は、元請業者又は自主施工者が行わなければなりません。
 なお、令和5年10月1日以降に工事を行う建築物及び令和8年1月1日以降に工事を行う工作物の事前調査は有資格者が行う必要があります。

参考

○建築物の事前調査について

令和2年11月30日付け環水大大発第2011301号 環境省水・大気環境局長通知「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行等について 第3 事前調査 2 事前調査の方法」
<https://www.env.go.jp/air/air/osen/R1-Main13.pdf>

○工作物の事前調査について

令和5年6月23日付け環水大大発第2306231号 環境省水・大気環境局長通知「大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令等の施行等について（通知） 第2及び第3項」
<https://www.env.go.jp/content/000142174.pdf>

担当部署	環境農政局環境部環境課大気・交通環境グループ 電話045-210-4111
E-11	建築物等の解体等の作業を行う場合のアスベスト使用の有無の事前調査は、金属製の建材のみの取り替えや、既存材料の損傷、除去が発生しない工事でも必要ですか。（令和5年1月13日追加）

【答】

建築物等の解体等工事を行う元請業者は事前調査を行う義務がありますが、以下の作業は「建築物等の解体等工事」に該当しないため、事前調査を行う必要はありません。

- ・ 除去等を行う材料が、木材、金属、石、ガラス等のみで構成されているもの、畳、電球等の石綿等が含まれていないことが明らかなものであって、手作業や電動ドライバー等の電動工具により容易に取り外すことが可能又はボルト、ナット等の固定具を取り外すことで除去又は取り外しが可能である等、当該材料の除去等を行う時に周囲の材料を損傷させるおそれのない作業。
- ・ 釘を打って固定する、又は刺さっている釘を抜く等、材料に、石綿が飛散する可能性がほとんどないと考えられる極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業。なお、電動工具等を用いて、石綿等が使用されている可能性がある壁面等に穴を開ける作業は、これには該当せず、事前調査を行う必要があること。
- ・ 既存の塗装の上に新たに塗装を塗る作業等、現存する材料等の除去は行わず、新たな材料を追加するのみの作業

参考

○令和2年11月30日付け環水大大発第2011301号 環境省水・大気環境局長通知「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行等について 第3 事前調査 1 事前調査の対象等」
<https://www.env.go.jp/air/air/osen/R1-Main13.pdf>

<アスベストQ&A集>

E 大気環境に関すること【環境関係】

担当部署	環境農政局環境部環境課大気・交通環境グループ	電話045-210-4111
E-12	道路アスファルト舗装改修工事について、事前調査の必要がありますか。 (令和5年1月13日追加)	

【答】

建築物等の解体等工事を行う元請業者は事前調査を行う義務がありますが、以下の作業は「建築物等の解体等工事」に該当しないため、事前調査を行う必要はありません。

- ・道路法第2条第1項に規定する道路のうち道路土工、舗装、橋梁（塗装部分を除く。）、トンネル（内装化粧板を除く。）、交通安全施設及び駐車場（工作物のうち建築物に設置されているもの、石綿等が使用されているおそれが高いものとして厚生労働大臣及び環境大臣が告示に掲げる工作物を除く。）

参考

○令和2年11月30日付け環水大大発第2011301号 環境省水・大気環境局長通知「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行等について 第3 事前調査 1 事前調査の対象等」
<https://www.env.go.jp/air/air/osen/R1-Main13.pdf>

担当部署	環境農政局環境部環境課大気・交通環境グループ	電話045-210-4111
E-13	平成18年9月1日以降に建てられた建築物の改修工事を行うが、平成18年9月1日以降は石綿の新たな使用が禁止されており、石綿が含有していないことが明らかであるため、事前調査はしないこととしてよいですか。(令和5年1月13日追加)	

【答】

そもそも、平成18年9月1日以降に建てられた建築物かどうかを確認する行為が事前調査の一部（建築物等の設置の工事に着手した日の調査）であるため、建築物等の解体等工事を行う場合には、事前調査が必要です。

参考

○令和2年11月30日付け環水大大発第2011301号 環境省水・大気環境局長通知「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行等について 第3 事前調査 1 事前調査の対象等」
<https://www.env.go.jp/air/air/osen/R1-Main13.pdf>

担当部署	環境農政局環境部環境課大気・交通環境グループ	電話045-210-4111
E-14	事前調査について、石綿なしと判断する根拠として、「目視」のみで判断してよいですか。(令和7年4月1日更新)	

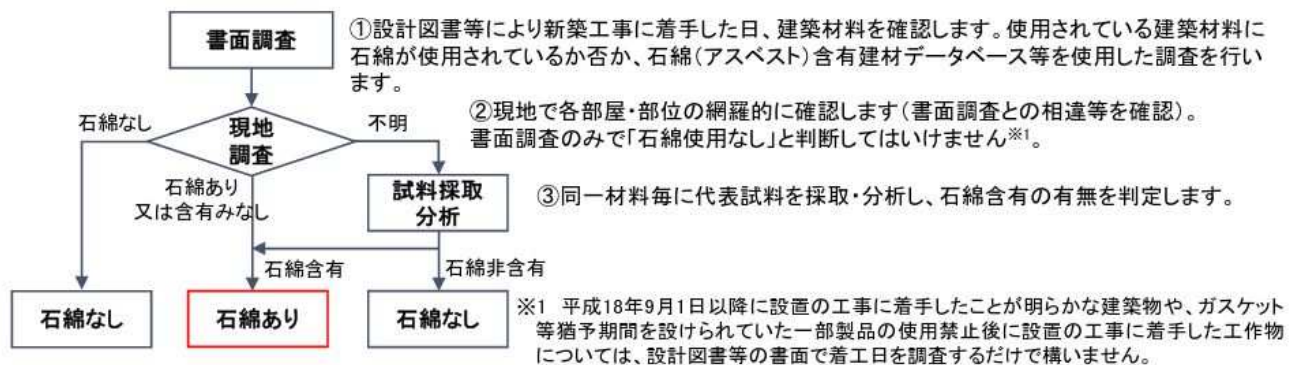
【答】

設計図書等の書面による調査及び目視による調査を行い、石綿が含有しているかが明らかにならなかった場合には分析による調査を行うこととされていますので、「目視」のみで石綿なしとすることはできません。

<アスベストQ&A集>

E 大気環境に関すること【環境関係】

・事前調査の方法※



※環境省石綿飛散防止リーフレットよりフローチャートを引用

<https://www.env.go.jp/content/000066248.pdf>

参考

○令和2年11月30日付け環水大大発第2011301号 環境省水・大気環境局長通知「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行等について 第3 事前調査 1 事前調査の対象等」

<https://www.env.go.jp/air/air/osen/R1-Main13.pdf>

担当部署	環境農政局環境部環境課大気・交通環境グループ	電話045-210-4111
E-15	事前調査について、書面調査のみで完了してもよいですか。 (令和5年1月13日追加)	

【答】

原則として、書面調査後に現地での目視調査は行う必要があります。というのも、現場施工の建材やリフォームの実施などで書面の記載と現場の状況が違う場合があるためです。また、石綿の規制は段階的に厳しく改定されてきたため、書面作成時の法令では石綿無しと判断できたものが、現在の規制基準では石綿有りとなる場合もあります。

ただし、建築や建材設置の着手日によっては書面調査のみで完了できる場合があります(以下参考を参照)

参考

○令和2年11月30日付け環水大大発第2011301号 環境省水・大気環境局長通知「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行等について 第3 事前調査 2 事前調査の方法」

<https://www.env.go.jp/air/air/osen/R1-Main13.pdf>

<アスベストQ&A集>

E 大気環境に関すること【環境関係】

担当部署	環境農政局環境部環境課大気・交通環境グループ	電話045-210-4111
E-16	事前調査について、分析調査を必ず行わなければならないのですか。 (令和5年1月13日追加)	

【答】

書面による調査及び現地での目視による調査により解体等工事が特定工事に該当するか否かが明らかにならなかったとき※は、分析による調査を行う必要があります。

ただし、当該解体工事が特定工事に該当するものとみなして、法及びこれに基づく命令中の特定工事に関する措置を講ずる場合は、分析調査を実施する必要はありません。

※ 事前調査の方法は、E-14をご覧ください。

担当部署	環境農政局環境部環境課大気・交通環境グループ	電話045-210-4111
E-17	事前調査について、以前に分析した結果があるが、有効ですか。 (令和5年1月13日追加)	

【答】

現在と同じ規制基準（0.1%以上、クリソタイル等6物質）で行った分析結果であれば有効になります。石綿の規制は5%→1%→0.1%超のものと、段階的に厳しく変わってきたため、以前の規制基準の分析結果では、石綿無しと判断できないためです。

担当部署	環境農政局環境部環境課大気・交通環境グループ	電話045-210-4111
E-18	事前調査の有資格者がいない場合、令和5年10月1日以降に工事を行う建築物及び令和8年1月1日以降に工事を行う工作物の事前調査はどのように実施すればよいのですか。（令和7年4月1日追加）	

【答】

有資格者がいない場合は、元請業者の責任において、別業者の有資格者に事前調査を委託することも可能です。

その場合、実際の現場において事前調査を行った範囲や内容について説明を受けるよう努めてください。

担当部署	環境農政局環境部環境課大気・交通環境グループ	電話045-210-4111
E-19	事前調査の資格を取得するためにはどうすればよいのですか。 (令和7年4月1日更新)	

【答】

解体等工事に係る建築物の事前調査は、建築物石綿含有建材調査者または日本アスベスト調査診断協会の登録者が行う必要があります。また、令和8年1月1日以降に着手する解体等工事に係る工作物の事前調査は、工作物石綿事前調査者等が行う必要があります。（必要な資格は、解体等工事を行う工作物の種類によって異なりますので、詳細は以下の通知をご確認ください。）

講習を受講したい場合は、以下のホームページをご確認いただき、講習機関まで直接お問い合わせ下さい。

<アスベストQ&A集>

E 大気環境に関すること【環境関係】

参考

<講習について>

○調査者講習について（石綿総合情報ポータルサイト）

<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/course/>

○日本アスベスト調査診断協会

<https://www.nada20090620.com/admission/>

<調査者の資格について>

○建築物の事前調査について

令和2年 11月30日付け環水大大発第2011301号 環境省水・大気環境局長通知「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行等について 第3 事前調査 2 事前調査の方法」

<https://www.env.go.jp/air/air/osen/R1-Main13.pdf>

○工作物の事前調査について

令和5年 6月23日付け環水大大発第2306231号 環境省水・大気環境局長通知「大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令等の施行等について（通知） 第2及び第3項」

<https://www.env.go.jp/content/000142174.pdf>

担当部署	環境農政局環境部環境課大気・交通環境グループ	電話045-210-4111
E-20	事前調査の資料について、発注者に対して書面にて説明した後は、破棄してもよいですか。（令和5年1月13日追加）	

【答】

事前調査に関する記録の他、発注者に対して書面にて説明した事前調査の資料の写しは、元請業者が解体等工事の終了した日から3年間保存しなければなりません。ただし、電磁的記録を使用して保存することもできます。

参考

○令和2年11月30日付け環水大大発第2011301号 環境省水・大気環境局長通知「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行等について 第3 事前調査 4 事前調査に関する記録」

<https://www.env.go.jp/air/air/osen/R1-Main13.pdf>

担当部署	環境農政局環境部環境課大気・交通環境グループ	電話045-210-4111
E-21	事前調査に関する記録の備え置きとは何ですか。（令和5年1月13日追加）	

【答】

事前調査に係る工事を行う際は、事前調査に関する記録の写しを現場に備えおく必要があります。これは工事業者や行政の職員が石綿の使用箇所等を確認できるようにするためのものです。そのため”備え置く”というのは、工事を行う業者や、行政の職員が確認できる状態であれば問題ありません。

記載事項については次のとおりです。

<アスベストQ&A集>

E 大気環境に関すること【環境関係】

(記録事項)

- ・解体等工事の発注者の氏名又は名称及び住所（法人の場合は代表者の氏名）
- ・解体等工事の場所
- ・解体等工事の名称及び概要
- ・事前調査の終了年月日及び事前調査の方法
- ・解体等工事に係る建築物等の設置の工事に着手した年月日（一部の設備については建築材料を設置した年月日）

（以下、※は大気汚染防止法施行規則 第16条の5 第1号イからホ に該当する場合は不要）

- ・解体等工事に係る建築物等の概要※
- ・改造し、又は補修する作業の場合は、当該作業の対象となる建築物等の部分※
- ・調査者などの氏名（建築物の解体等工事の場合、令和5年10月1日から）※
- ・分析による調査を行ったときは、調査を行った箇所、調査者の氏名及び所属機関又は法人の名称※
- ・各建築材料が特定建築材料に該当するか否か（みなした場合はその旨）及びその根拠※

担当部署	環境農政局環境部環境課大気・交通環境グループ 電話045-210-4111
E-22	事前調査の記録の現場への備え置きは、現場事務所等がないため、会社に保管しておけばよいですか。（令和5年1月13日追加）

【答】

会社等ではなく、当該解体工事の現場に備え置く必要があります。なお、備え置くとは、事前調査に関する記録の写しを現場で確認可能な状態であればよいです。現場事務所等がない場合でも、工事車両に備え置く、電子機器等で確認できる状態にしておくなどでも差し支えありません。

参考

○令和2年11月30日付け環水大大発第2011301号 環境省水・大気環境局長通知「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行等について 第3 事前調査 5 事前調査に関する記録の写しの備置き」

<https://www.env.go.jp/air/air/osen/R1-Main13.pdf>

担当部署	環境農政局環境部環境課大気・交通環境グループ 電話045-210-4111
E-23	事前調査をした結果、石綿が無い場合は行政へ報告しなくともよいですか。（令和6年4月1日更新）

【答】

石綿の有無に関わらず、次の要件に該当する場合は行政への報告が必要です。

解体等工事の対象	解体等工事の種類	報告対象となる範囲
全ての建築物	解体	作業対象の床面積の合計が80㎡以上
	改造・補修	請負代金の合計額が税込み100万円以上
特定の工作物※	解体、改造・補修	請負代金の合計額が税込み100万円以上

<アスベストQ&A集>

E 大気環境に関すること【環境関係】

※ 報告対象となる工作物（令和5年6月23日 環境省告示第46号）は、次のとおりです。

①反応槽	⑩配電設備
②加熱炉	⑪送電設備（ケーブルを含む）
③ボイラー及び圧力容器	⑫トンネルの天井板
④配管設備（建築物に設ける給水設備等を除く）	⑬プラットホームの上家
⑤焼却設備	⑭遮音壁
⑥煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く）	⑮軽量盛土保護パネル
⑦貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）	⑯鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板
⑧発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く）	⑰観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物であるものを除く。）
⑨変電設備	

参考

○令和2年11月30日付け環水大大発第2011301号 環境省水・大気環境局長通知「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行等について 第3 事前調査 7 事前調査結果等の報告」
<https://www.env.go.jp/air/air/osen/R1-Main13.pdf>

担当部署	環境農政局環境部環境課大気・交通環境グループ 電話045-210-4111
E-24	事前調査結果の報告対象は、改修工事の場合、請負代金の合計額が100万円以上であるものとなっているが、「請負代金の合計」に、事前調査の費用も含まれますか。（令和5年1月13日追加）

【答】

事前調査の費用は含まれません。
「請負代金の合計」とは、材料費も含めた作業全体の請負代金の額をいい、事前調査の費用は含まないが、消費税を含む額としています。

参考

○令和2年11月30日付け環水大大発第2011301号 環境省水・大気環境局長通知「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行等について 第3 事前調査 7 事前調査結果等の報告」
<https://www.env.go.jp/air/air/osen/R1-Main13.pdf>

担当部署	環境農政局環境部環境課大気・交通環境グループ 電話045-210-4111
E-25	壁、天井に穴をあけて機械を設置するが、設置費用が30万円で材料費が80万円の場合、行政へ事前調査結果の報告は不要と考えてよいですか。（令和5年1月13日追加）

【答】

壁、天井に穴をあける場合は、建築物の改造・補修に該当し、材料費も含めて、当該作業の請負代金の合計※が100万円以上となるため、行政への報告が必要です。

※ 請負代金の合計の考え方は、E-24をご覧ください。

<アスベストQ&A集>

E 大気環境に関すること【環境関係】

担当部署	環境農政局環境部環境課大気・交通環境グループ	電話045-210-4111
E-26	解体等工事を複数に分割して契約した、個別の契約では事前調査結果報告の要件未達だが、すべての契約を合わせると報告要件を超える。行政への報告は必要ですか。 (令和5年1月13日追加)	

【答】

解体等工事を同一の者が二以上の契約に分割して請け負う場合、一の契約で請け負ったものとみなし、行政への報告は必要です。

参考

○令和2年11月30日付け環水大大発第2011301号 環境省水・大気環境局長通知「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行等について 第3 事前調査 7 事前調査結果等の報告」
<https://www.env.go.jp/air/air/osen/R1-Main13.pdf>

担当部署	環境農政局環境部環境課大気・交通環境グループ	電話045-210-4111
E-27	工作物を解体（改造・補修）する場合、事前調査結果の行政への報告は不要ですか。 (令和6年4月1日更新)	

【答】

対象となる工作物*であって請負代金の合計額が100万円以上の場合は、行政への報告が必要です。

なお、船舶の解体（改造・補修）を行う場合は、労働基準監督署のみ報告が必要になるので、注意してください。

※E-23をご覧ください。

担当部署	環境農政局環境部環境課大気・交通環境グループ	電話045-210-4111
E-28	建築物等の解体等工事に該当しない場合は事前調査の必要がないため、行政への結果報告も不要と考えてよいですか。(令和5年1月13日追加)	

【答】

建築物等の解体等工事に該当しない場合は、行政への報告は不要です。

担当部署	環境農政局環境部環境課大気・交通環境グループ	電話045-210-4111
E-29	工事の下請業者が元請業者から依頼を受けて代理で事前調査結果の報告を行うことは可能ですか。(令和5年1月13日追加)	

【答】

元請業者が事前調査結果を行政へ報告しなければなりませんので、下請業者が代わりに報告を行うことはできません。

<アスベストQ & A集>

E 大気環境に関すること【環境関係】

担当部署	環境農政局環境部環境課大気・交通環境グループ	電話045-210-4111
E-30	事前調査結果の行政への報告は、いつまでに行えばよいですか。 (令和5年1月13日追加)	

【答】

事前調査後に調査結果の整理など必要な作業を行った上で速やかに報告をお願いします。遅くとも解体等工事に着手する前に報告をお願いします。ただし、解体等工事に係る建築物等の構造上、解体等工事に着手する前に目視することができない箇所があった場合、着手した後に目視が可能となった時点で調査を行い、再度報告を行ってください。

参考

○令和2年11月30日付け環水大大発第2011301号 環境省水・大気環境局長通知「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行等について 第3 事前調査 7 事前調査結果等の報告」
<https://www.env.go.jp/air/air/osen/R1-Main13.pdf>

担当部署	環境農政局環境部環境課大気・交通環境グループ	電話045-210-4111
E-31	事前調査結果の報告の方法について詳しく教えてください。 (令和5年1月13日追加)	

【答】

石綿使用の有無に関わらず報告対象の解体等工事についての報告は、原則として石綿事前調査結果報告システムから報告をお願いします。環境省のウェブページに動画で詳しく入力方法などを掲載されています。

参考

○石綿事前調査結果報告システム
<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/shinsei/>
 ○環境省 石綿事前調査結果の報告について
https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_87.html

担当部署	環境農政局環境部環境課大気・交通環境グループ	電話045-210-4111
E-32	事前調査結果をどこに報告すればよいですか。 (令和5年1月13日追加)	

【答】

石綿事前調査結果報告システムの入力画面において、工事現場情報を入力する（郵便番号検索を行う）と報告先が自動入力されます。念のため、報告先を確認したい等の場合は、以下URLを参照してください。

参考

○解体等工事における石綿飛散防止に関する報告・届出・お問い合わせ先
https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_87/post_98.html

<アスベストQ&A集>

E 大気環境に関すること【環境関係】

担当部署	環境農政局環境部環境課大気・交通環境グループ	電話045-210-4111
E-33	アスベストに関し、県が策定した生活環境の保全等に関する条例の内容を教えてください。（令和5年4月1日更新）	

【答】

これまで、建築物の解体等に伴う石綿の飛散防止対策については、大気汚染防止法の規制と併せて、行政指導基準として平成 18 年 4 月に定めた「アスベスト除去工事に関する指導指針」により、アスベストの飛散防止対策を実施してきました。

アスベストの飛散防止対策の推進のため法を補完する規定を設け、法と連携した効果的な取組の促進を図ること等を目的に、令和 3 年 3 月 30 日に神奈川県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例を公布、令和 3 年 10 月 1 日から施行し、アスベストの飛散防止対策を強化することとしました。

○ 生活環境の保全等に関する条例（アスベスト関係）の主な内容

ア 建築物等の解体等作業に係る石綿の飛散の防止

① 周辺住民等への周知

石綿排出等工事の施工者に対し、周辺住民等への周知を義務付け

② 石綿濃度等の測定

石綿排出等工事の施工者に対し、工事場所周辺における大気中の石綿濃度等の測定、その結果の記録、保存を義務付け

③ 届出等

石綿排出等工事の発注者に対し、作業の管理体制等の知事への届出や、作業完了後の報告を義務付け

④ 非常時の措置

石綿排出等工事において石綿の飛散若しくはそのおそれが生じたときの措置として、通報、応急措置、措置命令に関する規定を創設

⑤ 罰則等

上記①～③を勧告規定に追加。また、④に対する罰則規定を追加

イ 石綿を含有する建築材料を使用する建築物の適正管理

災害で倒壊した建築物等からの石綿の飛散を防止するため、建築物等の所有者等に対し、その建築物等の石綿含有建材の使用状況を把握するとともに、石綿飛散防止措置を講ずるよう努める旨の規定を創設

参考

○アスベスト除去等工事の手続きについて（神奈川県環境課ホームページ）

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/asubesuto_tetuduki.html

（手続きに必要な様式はこちらからダウンロードできます。）

F 廃棄物に関すること【廃棄物関係】

担当部署	環境農政局環境部資源循環推進課指導グループ 電話045-210-4159
F-1	アスベスト廃棄物の取扱いはどうなっているのですか。 (平成18年10月1日更新)

【答】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）では、建築物等に吹き付けられたアスベストを除去したもの等飛散するおそれのあるものが、「廃石綿等」として「特別管理産業廃棄物（※1）」となっています。

また、それ以外のスレート成形板等を除去したものは、「石綿含有産業廃棄物（※2）」として扱われます。

（特別管理）産業廃棄物が建築物等の解体工事等から発生する場合は、原則として解体工事等を行った元請業者が排出者として、適正に処理しなければなりません。

※1 特別管理産業廃棄物

- (1) 石綿建材除去事業（建築物等に用いられる材料であって石綿を吹き付けられ、又は含むものの除去を行う事業をいう。）により生じたもので、次に掲げるもの
 - ① 吹付け石綿
 - ② 建築材料であって石綿を含む次のもの
 - ・ 石綿保温材
 - ・ けいそう土保温材
 - ・ パーライト保温材
 - ・ 接触、気流、振動等により石綿が飛散するおそれがある保温材、断熱材及び耐火被覆材
 - ③ 廃棄されたプラスチックシート、防じんマスク、作業衣その他の用具又は器具であって、石綿が付着しているおそれがあるもの
- (2) 大気汚染防止法に規定する特定粉じん発生施設が設置されている事業場で生じたもので、次に掲げるもの
 - ① 特定粉じん発生施設において生じた石綿であって、集じん施設によって集められたもの
 - ② 廃棄された防じんマスク、集じんフィルターその他の用具又は器具であって、石綿が付着しているおそれがあるもの
- (3) 輸入されたもの（事業活動に伴って生じたものに限る）

※2 石綿含有産業廃棄物

工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもので、石綿をその重量の 0.1%を超えて含むもの（廃石綿等を除く）

<アスベストQ&A集>

F 廃棄物に関すること【廃棄物関係】

担当部署	環境農政局環境部資源循環推進課指導グループ 電話045-210-4159
F-2	除去した吹付けアスベスト等の廃棄物（飛散性アスベスト廃棄物）は、どのように処理したらよいですか。（令和3年4月1日更新）

【答】

特別管理産業廃棄物に該当し、廃棄物処理法で処理基準が定められています。

処分する方法としては、

- ① 溶融設備を用いて溶融し無害化し、通常の産業廃棄物として埋立処分する方法
- ② 排出現場で飛散ないように固型化、薬剤による安定化その他これに準ずる措置を講じた後、耐水性の材料で二重梱包してから、特別管理産業廃棄物として、埋立処分する方法があります。

なお、特別管理産業廃棄物であるアスベスト廃棄物（廃石綿等）の分別、保管、収集、運搬、処分等を行うための具体的事項を解説したマニュアルが、環境省から公開されています。

参考 石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第3版）

<http://www.env.go.jp/recycle/misc/asbestos-dw/manual3.pdf>

担当部署	環境農政局環境部資源循環推進課指導グループ 電話045-210-4159
F-3	スレート成形板等の石綿含有産業廃棄物は、どのように処理したらよいですか。（令和3年4月1日更新）

【答】

建築資材として使用されているアスベスト成形板等が廃棄物となったもの（「石綿含有産業廃棄物」）については、産業廃棄物の「がれき類（石綿含有産業廃棄物）」、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物）」等に該当し、石綿含有産業廃棄物に係る産業廃棄物の処理基準が適用されます。

石綿含有産業廃棄物は、破砕することによって、アスベストが飛散するおそれがあることから、この処理基準では、

- ・ 排出現場での保管にあたっては、仕切り等他のものと混合しないような措置や梱包、シートがけ等飛散防止のための措置をとること
- ・ 収集運搬にあたっては、梱包、シートがけ等飛散防止のための措置をとること、また大きすぎて車載できない等やむを得ない場合に限り、十分に湿潤化したうえで、必要最小限の切断等を行うことができること
- ・ 中間処理にあたっては、破砕・切断等は原則禁止であること

などが定められています。

なお、石綿含有産業廃棄物の分別、保管、収集、運搬、処分等を行うための具体的事項を解説したマニュアルが、環境省から公開されています。

参考 石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第3版）

<http://www.env.go.jp/recycle/misc/asbestos-dw/manual3.pdf>

<アスベストQ&A集>

F 廃棄物に関すること【廃棄物関係】

担当部署	環境農政局環境部資源循環推進課指導グループ 電話045-210-4159
F-4	飛散性アスベスト廃棄物の処理を委託できる業者を教えてください。 (平成29年4月1日更新)

【答】

飛散性アスベスト廃棄物（廃石綿等）の排出者は、その収集運搬を業者に委託する場合は、廃石綿等の許可をもつ特別管理産業廃棄物収集運搬業者に委託する必要があります。収集運搬にあたっては、廃棄物を積み込む場所と運搬先を所管する都道府県の許可を取得していることが必要となります。（ただし、廃棄物処理法施行令で定める政令市の区域内で積替え保管を行う業者や都道府県内の一つの政令市のみで業を行う業者の場合には政令市の許可が必要です。神奈川県内では、横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市が政令市となります。）

また、処分については、廃石綿等の許可をもつ特別管理産業廃棄物処分業者に委託することになります。

具体的な業者等については、(公社)神奈川県産業資源循環協会（電話 045-681-2989）にお問い合わせください。

担当部署	環境農政局環境部資源循環推進課指導グループ 電話045-210-4159
F-5	石綿含有産業廃棄物の処理を委託できる業者を教えてください。 (平成29年4月1日更新)

【答】

石綿含有産業廃棄物の排出者は、その収集運搬を業者に委託する場合は、「がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）」、「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む）」等の許可をもつ産業廃棄物収集運搬業者に委託する必要があります。収集運搬にあたっては、廃棄物を積み込む場所と運搬先を所管する都道府県の許可を取得していることが必要となります。

（ただし、廃棄物処理法施行令で定める政令市の区域内で積替え保管を行う業者や都道府県内の一つの政令市のみで業を行う業者の場合には政令市の許可が必要です。神奈川県内では、横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市が政令市となります。）

また、処分については、「がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）」、「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む）」等の許可をもつ産業廃棄物処分業者に委託することになります。

なお、石綿含有産業廃棄物の中間処理は、知事等の許可を受けた施設での溶融又は国の認定施設での無害化処理等に限定されます。

これ以外の中間処理（破碎、切断等）を行うことは原則禁止されていますので、溶融等を行わない場合は、直接最終処分業者に埋立処分を委託する必要があります。

具体的な業者等については、(公社)神奈川県産業資源循環協会（電話 045-681-2989）にお問い合わせください。

<アスベストQ&A集>

G その他問合せに関すること【相談関係】

担当部署	環境農政局環境部環境課大気・交通環境グループ 電話045-210-4111 健康医療局保健医療部がん・疾病対策課がん・循環器対策グループ 電話 045-210-5015
G-1	アスベスト救済法の手続きなどの問合せ先を教えてください。 (令和7年4月1日更新)

【答】

石綿健康被害救済制度は、アスベスト（石綿）による健康被害を受けられた方及びそのご遺族で、労災補償の対象とならない方に対して、救済給付の支給を行う制度です。

この制度の対象となる病気（指定疾病）は、アスベストによる中皮腫、肺がん、著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺及びびまん性胸膜肥厚です。

石綿健康被害救済制度による救済給付を受けるために認定の申請や請求を行う場合は、独立行政法人環境再生保全機構または環境省関東地方環境事務所へ、申請書や請求書を直接または郵送により提出してください。

環境再生保全機構本部（最寄り駅川崎駅西口）
〒212-8554 川崎市幸区大宮町1310番地 ミューザ川崎セントラルタワー9F
TEL 0120-389-931（受付時間 平日 10:00～17:00）TEL 044-520-9614
ホームページ <https://www.erca.go.jp/asbestos/>

環境省関東地方環境事務所（最寄り駅さいたま新都心）
〒330-9720 さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館6階
TEL 048-600-0815

また、最寄りの県保健福祉事務所や保健所を通じて、認定の申請書等を独立行政法人環境再生保全機構へ提出することもできます。

石綿健康被害救済制度等については、次のホームページでご案内しています。

- ・環境省ホームページ
<https://www.env.go.jp/air/asbestos/>
- ・厚生労働省ホームページ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/sekimen/
- ・環境再生保全機構の石綿（アスベスト）ホームページ
<https://www.erca.go.jp/asbestos/>

なお、職業上、アスベストにさらされる労働者でアスベストによる健康被害が生じた場合で、それが業務上のものと認められると、労災保険から保険給付を受けることができます。

また、労働者や特別加入者（※）のご遺族で、時効により労災保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅した方に対して、特別遺族給付金が支給されます。

これらの給付については、最寄りの労働基準監督署に相談して請求手続を行ってください。

※労災補償に関しては、C-1～5をご覧ください。

<アスベストQ&A集>

G その他問合せに関すること【相談関係】

担当部署	環境農政局環境部環境課大気・交通環境グループ 電話045-210-4111 健康医療局保健医療部がん・疾病対策課がん・循環器対策グループ 電話 045-210-5015
G-2	私や家族がアスベストの健康被害にあっているのですが、どのような手続きをすればよいのでしょうか。（職場でアスベストに接したことのない方） （令和7年4月1日更新）

【答】

日本国内でアスベストを吸入することにより、指定疾病にかかられている方及びこれらの病気が原因で亡くなられた方のご遺族は、石綿健康被害救済制度による給付等を受けることができます。

- 現在、指定疾病にかかられている方については、独立行政法人環境再生保全機構に認定申請を行い、認定を受けることにより、医療費と療養手当の給付を受けることができます。
- アスベストを吸入したことが原因で死亡された方のご遺族については、特別遺族弔慰金と特別葬祭料を、独立行政法人環境再生保全機構に請求することができます。亡くなられた時期により請求できる期間が決まっていますので、ご注意ください。

◇石綿による中皮腫や肺がんが原因で死亡された場合	
石綿健康被害救済法の施行日(平成18年3月27日)前に亡くなられた方	請求できる期間は、令和14年3月27日まで(10年延長)
石綿健康被害救済法の施行日(平成18年3月27日)以後に認定の申請をしないまま亡くなられた方	請求できる期間は、指定疾病が原因で亡くなられてから25年以内(10年延長) ただし、平成20年12月1日(改正法施行日)前までに亡くなられた方は、令和15年12月1日まで請求できます。(10年延長)
◇著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺及びびまん性胸膜肥厚で死亡された場合	
改正石綿健康被害救済法施行令の施行日(平成22年7月1日)前に亡くなられた方	請求できる期間は、令和18年7月1日まで(10年延長)
改正石綿健康被害救済法施行令の施行日(平成22年7月1日)以後に認定の申請をしないまま亡くなられた方	請求できる期間は、指定疾病が原因で亡くなられてから25年以内(10年延長)

《申請書等の提出先》

環境再生保全機構本部 (最寄り駅川崎駅西口) 〒212-8554 川崎市幸区大宮町1310番地 ミューザ川崎セントラルタワー9F TEL 0120-389-931 (受付時間 平日 10:00~17:00) TEL 044-520-9614 ホームページ https://www.erca.go.jp/asbestos/
環境省関東地方環境事務所 (最寄り駅さいたま新都心) 〒330-9720 さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館6階 TEL 048-600-0815

※ 最寄りの県保健福祉事務所や保健所を通じて、認定の申請書等を独立行政法人環境再生保全機構へ提出することもできます。

<アスベストQ&A集>

G その他問合せに関すること【相談関係】

担当部署	環境農政局環境部環境課大気・交通環境グループ	電話045-210-4111
G-3	家庭用品にアスベストは使用されていますか。 (令和5年4月1日更新)	

【答】

経済産業省が平成17年に実施したアスベストを含有する家庭用品の実態把握調査の結果を公表しています。

調査の結果、185社774製品の製造等の実績が報告されました。(平成17年12月28日現在)

経済産業省より公表されたアスベスト含有家庭用品

	製 品 名	製造輸入 開始年	製造輸入 終了年
1	床材、壁紙	1954	2002
2	システムバス・ユニットバス・浴室ユニット等	1970	2004
3	水栓金具、排水栓	1949	2000
4	ガス用の配管、圧力調整器等	1971	2005
5	ファンヒーター（ガス・石油）	1970	2000
6	ストーブ（ガス・石油・電気）、パネルヒーター	1960	2002
7	給湯・暖房ボイラ	1968	2002
8	温水機器（給湯、風呂、電気温水器）	1968	2005
9	アイロン	1957	1990
10	オーブントースター、トースター、ロースター	1957	1991
11	オープンレンジ（電気、ガス）	1968	1991
12	キッチン、システムキッチン	1964	2004
13	クッキングカッター	1978	1997
14	ジューサー・ミキサー	1974	1997
15	黒板ふきクリーナー	1975	1995
16	照明器具、スタンド、蛍光灯安定器	1963	2005
17	健康器具（乗馬型フィットネス、マッサージいす）	1980	2004
18	除湿乾燥機	1996	2001
19	食器洗い乾燥機	1970	1980
20	洗濯機	1967	2005
21	衣類乾燥機、電気乾燥機	1973	1984
22	掃除機、セントラルクリーナー	1971	2000
23	ソーラーシステム蓄熱槽	1980	1985
24	電気こたつ、電気あんか、足温器	1961	1990
25	コンロ、電気コンロ	1946	1992
26	電気ポット	1957	1986
27	冷蔵庫	1953	2005
28	ドリルドライバー、電気かんな	1969	2001
29	ヘアドライヤー、ヘアカーラー	1958	1985
30	ミシン用フットコントローラー	1964	1993
31	エアコン	1991	2003
32	自転車（ブレーキ）	1946	2005
33	ＯＨＰ、スライド映写機	1968	1974
34	写真用引伸機	1979	2005
35	耐火金庫	1966	1994
36	浄化槽	1973	1988
37	換気扇	1976	1992
38	防熱板	1981	1990
39	タオル蒸し器	1963	1966
40	電気炊飯器	1957	1980
41	電気鍋	1960	1972
42	火鉢用付属石綿灰（電気・ガス）	1956	1966
43	電磁調理器	1978	1980
44	暖房いす	1968	1969
45	トイレ（衛生器具、温水洗浄便座）	1962	2004
46	単相２線３０Ａアンブ		
47	ガラス製まほうびんの中びん	1961	1991

※ 経済産業省から公表されたリストをもとにして、環境省で作成した資料

<アスベストQ&A集>

G その他問合せに関する事【相談関係】

担当部署	環境農政局環境部環境課大気・交通環境グループ	電話045-210-4111
G-4	自宅・建物にアスベストが使われているのではないかと心配です。 (令和3年4月1日更新)	

【答】

アスベストは、スレート材、防音材、断熱材、保温材、吸湿材などに使用されているため、一概に家屋のどの部分にアスベストが使用されているか、断定することはできません。

建材として問題となるのは、主にアスベストの吹付け材で、劣化することにより繊維が空気中に飛散するためです。固形の製品については、アスベストが入っていても、そのままでは飛散する可能性はほとんどありません。

吹付け材は、鉄骨の建物の「耐火被覆」などに使われているものですが、アスベストそのものの吹き付けは、昭和50年に原則として禁止され、さらにアスベスト含有ロックウールについては、昭和55年に業界の自主規制が行われて使用が減っていきましたが、湿式工法によるものなど、平成元年頃まで使用されていた可能性があります。

なお、固形の製品についても、劣化しているものや、解体する場合には、繊維が飛散する可能性がありますので注意が必要です。

製品のメーカー名や商品名が分かる場合には、メーカーに直接お問い合わせください。メーカーが分からない場合、調査する民間調査会社はありますが、調査には費用がかかります。なお、県では調査をお受けしておりません。

なお、(一社)日本環境測定分析協会(電話 03-3878-2811)のホームページに調査に対応できる調査機関が掲載されています。https://www.jemca.or.jp/sys/member_list

増改築など工事を予定しているのであれば、アスベストが飛散しないよう作業基準が定められていますので、施工方法について、工事業者に相談してみてもいいかもしれません。

担当部署	環境農政局環境部環境課大気・交通環境グループ	電話045-210-4111
G-5	一般の住宅にもアスベストは使われていますか。(令和3年4月1日更新)	

【答】

店舗併用住宅等、鉄骨や鉄筋住宅では、昭和30年頃から50年頃までに建設された建物を主に、H鋼やコンクリートの表面に吹付けアスベストが使用されている場合があります。

また、その他の住宅においても、住宅屋根用化粧スレートなどのほか、建築物の外装であるサイディング、外壁や間仕切壁等の押出成型セメント板が最近まで使われたりしています(平成16年10月製造等禁止)。これらは、飛散のおそれの少ないアスベスト成形板と呼ばれるもので、直ちに危険ということはありません。

しかし、平成18年9月以前に施工された住宅のリフォーム等に伴い、アスベストが使用された建材を除去する際は、切断、破碎等することなくそのまま取り外すこととされており、それが困難な場合は水等により湿潤化する必要があります。

外壁等にアスベストが使用されているか否かをその外観のみで判断することは困難であり、アスベストが使用されている建材であることを知らずにリフォームを行うことは、アスベストを飛散させるおそれがあるため、いわゆる日曜大工などで、むやみに切断等を行うことは避けてください。

参考 東京都アスベストQ&A

<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/faq/air/asbestos/index.html>

<アスベストQ&A集>

G その他問合せに関する事【相談関係】

担当部署	環境農政局環境部環境課大気・交通環境グループ	電話045-210-4111
G-6	アスベストの環境測定を実施できる測定業者を教えてください。 (平成27年4月1日更新)	

【答】

県内の環境測定業者の団体である神奈川県環境計量協議会事務局が紹介してくれます。

神奈川県環境計量協議会・・・<http://www.shinkankyoku.com/>

電話 045-790-5280（個人の調査依頼に対応）

担当部署	県土整備局都市部技術管理課積算システムグループ	電話045-210-6112
G-7	アスベスト除去に関する費用について、参考となる資料があれば教えてください。 (平成29年4月1日更新)	

【答】

国土交通省のホームページにアスベスト含有吹付け材の除去にかかる目安の費用が掲載されていますので、そちらをご覧ください。

参 考 国土交通省ホームページ アスベスト対策Q&A Q40

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/Q&A/index.html>

担当部署	健康医療局生活衛生部生活衛生課動物愛護・水道グループ 企業局水道部水道施設課工務グループ	電話045-210-4955 電話045-210-7272
G-8	石綿セメント管を通過した水道水は健康には影響ないのですか。 (平成27年4月1日更新)	

【答】

厚生省（当時）が平成4年に改正した水道水質基準の検討時にアスベスト（石綿）の毒性について評価しましたが、アスベストは呼吸器からの吸入に比べて経口摂取に伴う毒性はきわめて小さく、また、水道水中のアスベストの存在量は問題となるレベルにないことから、水質基準の設定は行いませんでした。

また、世界保健機関（WHO）が策定・公表している飲料水水質ガイドラインにおいても、飲料水中のアスベストについては、健康影響の観点からガイドライン値を定める必要はないとしています。

<アスベストQ&A集>

G その他問合せに関すること【相談関係】

担当部署	産業労働局中小企業部金融課資金貸付グループ 電話045-210-5681
G-9	吹付けアスベストの解体工事等に対する支援制度はどうなっているのですか。 (令和6年4月1日更新)

【答】

- 中小企業向けとしては、政府系金融機関である日本政策金融公庫が、建築物のアスベスト除去等に必要な設備資金及び運転資金の融資を行っています。

日本政策金融公庫横浜支店・・・中小企業事業 電話 045-682-1061
国民生活事業 電話 0570-039574 (ナビダイヤル)

- また、協同組合等の場合は、県の中小企業高度化資金貸付制度により、建築物のアスベスト除去等に要する費用の90%を融資限度額として、無利子での利用が可能です。

担当部署	県土整備局建築住宅部建築安全課建築安全グループ 電話045-210-6257
G-10	アスベスト含有調査等に対する補助制度はありますか。 (令和7年4月1日更新)

【答】

- 以下の6市については吹付けアスベスト含有調査及び除去等に対する補助制度がありますので、各市の窓口にお問合せください。

行政庁名	担当課	電話番号
横浜市	建築防災課	045-671-2928
川崎市	建築指導課	044-200-2757
相模原市	住宅課	042-769-9817
横須賀市※	建築指導課	046-822-9530
藤沢市※	建設総務課	0466-50-8230
茅ヶ崎市※	建築指導課	0467-81-7185

※横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市については、含有調査のみ

○県所管区域※)について

- ・不特定多数の方が利用する延べ面積 300 平方メートル以上 1000 平方メートル未満の民間建築物等を対象とした、吹付け建材のアスベスト含有調査に対する補助制度があります。

※逗子市、三浦市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町、清川村の区域

- ・補助制度についての詳細は、建築安全課のホームページをご覧ください。

(問合せ先)

神奈川県県土整備局建築住宅部建築安全課 担当 建築安全グループ

TEL 045-210-6257

ホームページ <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/f7t/cnt/f536769.html>

<アスベストQ&A集>

G その他問合せに関すること【相談関係】

G-11	アスベスト関係の問合せや手続きの窓口を教えてください。 (令和7年4月1日更新)
------	---

【答】

○石綿による健康被害の救済に関する法律に関する問合せ

機関名	所在地	電話番号
独立行政法人環境再生保全機構 石綿健康被害救済部	〒212-8554 川崎市幸区大宮町1310番ミューザ川崎 セントラルタワー 9F	0120-389-931
環境省関東地方環境事務所 環境対策課	〒330-9720 さいたま市中央区新都心1番地1 さい たま新都心合同庁舎1号館6階	048-600-0815

※労働災害及び建設アスベスト給付金制度に関する問合せは各労働基準監督署（詳しくはC-4をご覧ください）

○労働安全衛生法関係

- ・石綿障害予防規則による建物解体時の届出等

機関名	電話番号	ホームページ
管轄の労働基準監督署	下表に掲載	http://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-roudoukyoku/home.html (神奈川労働局労働基準部健康課)

- ・健康管理手帳に関する相談

機関名	電話番号	ホームページ
神奈川労働局労働基準部健康課	045-211-7353	http://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-roudoukyoku/home.html

- ・労災補償制度に関する相談

機関名	電話番号	ホームページ
神奈川労働局労働基準部労災補償課 (労働基準監督署)	045-211-7355	http://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-roudoukyoku/home.html

- ・産業保健関係者、アスベストによる健康被害を受けられた労働者及びその家族の方々からの健康相談

機関名	所在地	電話番号
(独)労働者健康安全機構 神奈川産業保健総合支援センター	横浜市神奈川区鶴屋町3-29-1 第6安田ビル3階	045-410-1160

- ・アスベストばく露歴のある方、その家族の方々、開業医等からの診療等に関する相談

機関名	所在地	電話番号
関東労災病院アスベスト疾患センター	川崎市中原区木月住吉町1-1	044-411-3131 (代)
横浜労災病院アスベスト疾患ブロッ クセンター	横浜市港北区小机町3211	045-474-8003
神奈川県立循環器呼吸器病センター アスベスト専門外来	横浜市金沢区富岡東6-16-1	045-701-9581 (内2407)

<アスベストQ&A集>

G その他問合せに関すること【相談関係】

- ・県内の労働基準監督署 労災関係

監督署名	所在地	電話番号	管轄区域
横浜南	横浜市中区北仲通5-57 横浜第二合同庁舎9階	045-211-7376 ダイヤルイン	横浜市（中区、南区、磯子区、 港南区、金沢区）
鶴 見	横浜市鶴見区鶴見中央2-6-18	045-279-5487 ダイヤルイン	横浜市（鶴見区） *鶴見区扇島を除く
横浜西	横浜市保土ヶ谷区岩井町1-7 保土ヶ谷駅ビル4階	045-287-0275 ダイヤルイン	横浜市（戸塚区、栄区、泉区、 旭区、瀬谷区、保土ヶ谷区）
横浜北	横浜市港北区新横浜2-4-1 日本生命新横ビル3・4階	045-474-1253 ダイヤルイン	横浜市（西区、神奈川区、 港北区、緑区、青葉区、都筑区）
川崎南	川崎市川崎区宮前町8-2	044-244-1272 ダイヤルイン	川崎市（川崎区、幸区） 横浜市（鶴見区扇島）
川崎北	川崎市高津区溝口1-21-9	044-382-3192 ダイヤルイン	川崎市（中原区、宮前区、高津区、 多摩区、麻生区）
横須賀	横須賀市新港町1-8 横須賀地方合同庁舎5階	046-823-0858 (代)	横須賀市、三浦市、逗子市、 葉山町
平 塚	平塚市浅間町10-22 平塚地方合同庁舎3階	0463-43-8616 ダイヤルイン	平塚市、伊勢原市、秦野市、大磯 町、二宮町
藤 沢	藤沢市朝日町5-12 藤沢労働総合庁舎3階	0466-97-6749 ダイヤルイン	藤沢市、茅ヶ崎市、鎌倉市、 寒川町
相模原	相模原市中央区富士見6-10-10 相模原地方合同庁舎4階	042-861-8632 ダイヤルイン	相模原市
厚 木	厚木市中町3-2-6厚木Tビル5階	046-401-1642 ダイヤルイン	厚木市、海老名市、大和市、 座間市、綾瀬市、愛甲郡
小田原	小田原市栄町1-1-15 ミナカ小 田原9階	0465-22-7152 ダイヤルイン	小田原市、南足柄市、足柄上郡、 足柄下郡

- ・アスベスト含有製品の代替化に関する相談
- ・事業者からのアスベストばく露防止対策に関する相談

機関名	所在地	電話番号
中央労働災害防止協会 労働衛生調査分析センター	東京都港区芝5-35-2 安全衛生総合会館8階	03-3452-3145 (代)

- ・事業者からの建築物解体作業におけるアスベストばく露防止対策に関する相談

機関名	所在地	電話番号
建設業労働災害防止協会	東京都港区芝5-35-2 安全衛生総合会館7階	03-3453-8201 (代)

- ・アスベスト製品の取扱い業務に従事した労働者の労働安全衛生に関する問合せ先

機 関 名	担当	電話番号
神奈川労働局または管轄の労働基準監督署		
神奈川県産業労働局労働部雇用労政課 (かながわ労働センター・各支所)	労政グループ	045-210-5739

<アスベストQ&A集>

G その他問合せに関すること【相談関係】

○大気汚染防止法関係

- ・アスベスト製品製造工場や吹付けアスベストがある建築物等の解体工事の届出に関する問合せ

機 関 名	担 当	電話番号
神奈川県環境農政局環境部環境課 (地域県政総合センター環境部)	大気・交通環境グループ	045-210-4111

※横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、藤沢市にあつては市の窓口

- ・大気汚染防止法に関する問合せ先（環境部が担当窓口）

センター名	所在地	電話番号
横須賀三浦地域県政総合センター	横須賀市日の出町2-9-19	046-823-0210
県央地域県政総合センター	厚木市水引2-3-1	046-224-1111
湘南地域県政総合センター	平塚市西八幡1-3-1	0463-22-2711
県西地域県政総合センター	小田原市荻窪350-1	0465-32-8000

○廃棄物処理法関係

- ・アスベストを含有する廃棄物の処理に関する問合せ

機関名	担当	電話番号
神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課 (地域県政総合センター環境部)	指導グループ	045-210-4159

※横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市にあつては市の窓口

- ・廃棄物処理法に関する問合せ先（環境部が担当窓口）

センター名	所在地	電話番号
横須賀三浦地域県政総合センター	横須賀市日の出町2-9-19	046-823-0210
県央地域県政総合センター	厚木市水引2-3-1	046-224-1111
湘南地域県政総合センター	平塚市西八幡1-3-1	0463-22-2711
県西地域県政総合センター	小田原市荻窪350-1	0465-32-8000

○建設リサイクル法関係

- ・特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート）にアスベストが付着している建物の分別解体等の届出に関する問合せ

機関名	担当	電話番号
神奈川県県土整備局都市部技術管理課 (土木事務所（まちづくり・）建築指導課)	建設リサイクルグループ	045-285-3203

※特定行政庁（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、大和市）にあつては市の窓口

<アスベストQ&A集>

G その他問合せに関すること【相談関係】

○建築基準法関係

- ・建物の増築、改築時におけるアスベストに関する問合せ

機関名	担当	電話番号
神奈川県県土整備局建築住宅部建築安全課 (土木事務所(まちづくり・)建築指導課)	建築安全グループ	045-210-6257

※特定行政庁(横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、大和市)にあつては市の窓口

○アスベストによる健康影響に関する問合せ

機関名	担当	電話番号
神奈川県健康医療局保健医療部 がん・疾病対策課(保健福祉事務所)	がん・循環器対策グループ	045-210-5015

※横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市(寒川町を含む)にあつては市の窓口

- ・アスベスト(石綿)に関する一般的な健康相談

機関名	所在地	電話番号	管轄区域
平塚 保健福祉事務所	平塚市豊原町6-21	0463-32-0130	平塚市、大磯町、二宮町
秦野センター	秦野市曾屋2-9-9	0463-82-1428	秦野市、伊勢原市
鎌倉 保健福祉事務所	鎌倉市由比ガ浜 2-16-13	0467-24-3900	鎌倉市、逗子市、葉山町
三崎センター	三浦市三崎町六合32	046-882-6811	三浦市
小田原 保健福祉事務所	小田原市荻窪350-1 小田原合同庁舎4階	0465-32-8000	小田原市、箱根町、真鶴町、 湯河原町
足柄上センター	足柄上郡開成町 吉田島2489-2	0465-83-5111	南足柄市、中井町、大井町、 松田町、山北町、開成町
厚木 保健福祉事務所	厚木市水引2-3-1	046-224-1111	厚木市、海老名市、座間市、 愛川町、清川村
大和センター	大和市中央1-5-26	046-261-2948	大和市、綾瀬市

○アスベストによる室内環境衛生に関する問合せ

機関名	担当	電話番号
神奈川県健康医療局生活衛生部生活衛生課 (各保健福祉事務所及び保健福祉事務所各センター)	環境衛生グループ	045-210-4950

※横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市にあつては市の窓口

<アスベストQ&A集>

G その他問合せに関すること【相談関係】

○建材の成分調査を行う機関（業者）の問合せ・紹介

機関名	電話番号	備考
一般社団法人 日本環境測定分析協会	03-3878-2811	ホームページ https://www.jemca.or.jp/sys/member_list
一般社団法人 神奈川県環境計量協議会 (神環協)	045-790-5280	事務局 (株)アクアパルス) 環境測定実施業者の紹介も実施 ホームページ http://www.shinkankyou.com/

○県有施設に使用されているアスベストに関する問合せ

機関名	担当	電話番号
神奈川県総務局財産経営部財産経営課（知事部局）	施設計画グループ	045-210-2557
神奈川県県土整備局建築住宅部公共住宅課（県営住宅） 住宅営繕事務所県営住宅部	住宅整備グループ 施設管理課	045-210-6561 045-285-0858
神奈川県企業局財務部財産管理課（企業庁）	財産運用グループ	045-210-7055
神奈川県教育委員会教育局行政部教育施設課（県立学校）	技術グループ	045-210-8123
神奈川県警察本部総務部施設課（警察関係）	計画係	045-211-1212 内2265

○建築物の新築・増築等を行う際の設計者（建築士）の紹介

機関名	電話番号	ホームページ
一般社団法人 神奈川県建築士事務所協会	045-228-0755	http://www.j-kana.or.jp/

○アスベスト除去工事施工に関する問合せ

機関名	所在地	電話番号
特定非営利活動法人 神奈川県アスベスト公害対策協会	横浜市磯子区中原1-2-31	045-753-4735
一般社団法人 神奈川県建物解体業協会	横浜市中区太田町3丁目36番地 クリオ横浜関内壱番館1005号室	045-662-5011

○アスベスト疾患の患者会に関する問合せ

機関名	電話番号	ホームページ
中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会	0120-117-554	http://www.chuuhishu-family.net/branches/

アスベストに関する様々な質問に対する回答集
(アスベストQ&A集)

平成17年8月18日 発行
平成17年11月11日 第2版
平成18年3月13日 第3版
平成18年4月1日 第4版
平成18年10月1日 第5版
平成19年3月31日 第6版
平成20年4月1日 第7版
平成21年4月1日 第8版
平成22年4月1日 第9版
平成23年4月1日 第10版
平成24年4月1日 第11版
平成25年4月1日 第12版
平成26年4月1日 第13版
平成27年4月1日 第14版
平成28年4月1日 第15版
平成29年4月1日 第16版
平成30年3月1日 第17版
平成30年4月1日 第18版
平成31年4月1日 第19版
令和2年4月1日 第20版
令和3年4月1日 第21版
令和4年4月1日 第22版
令和5年1月13日 第23版
令和5年6月1日 第24版
令和6年4月1日 第25版
令和7年4月1日 第26版

編集・発行 神奈川県

担当 神奈川県環境農政局環境部環境課

電話 (045) 210-4111

FAX (045) 210-8846